

97-369

法學士 林儀一郎

安田厚三

共著

海上衝突豫防法註釋 全



衝突豫防實例

東京

建築書院發兌

明治 39 7 21 内交

## 緒言

我が帝國は、四面環海なり。故に苟も、此の土より彼の土に達せんとするには、必ず船舶を要するは勿論なり。海運業の漸次發達に趨くは、當に其の然るべき所なり。而して船舶は、之れを得ること、素より難事にあらずといへども、之れを操縦すべき海員は、容易に養成すべからず。其の技倆の如きは、到底一朝一夕にして獲得すべしにあらざるなり。故に航運の業をして隆昌ならしめんには、主として海員の養成に勉めざるべからず。不肖等、此の目的を以て、海事に關する法令中、特に重大なる

〔緒言〕

(三)

關係を有する海上衝突豫防法に就いて、逐條之れが解釋を下し、尙ほ附するに數十の實例を掲ぐ。之れに依りて、彼此相對照するときは、蓋し之れを知悉するに難からざるべし。一言以て卷首に記す。

明治三十九年七月

編者識

## 海上衝突豫防法註釋

### 目次

- 總則……………一
- 船燈……………七
- 霧中信號……………九
- 霧中速力……………一九
- 航力……………二三
- 航路信號……………二七
- 懈怠の責……………四〇

〔目次〕

(三)

○ 特例……………一四二

○ 難船信號……………一四三

○ 晝間信號……………一四四

○ 夜間信號……………一四五

○ 附則……………一四六

〔附 録〕

○ 海上衝突豫防實例……………一五三

(終)

海上衝突豫防法註釋

法學士 林 儀 一 郎

安 田 厚 三

共 編

總 則

〔解〕 總則とは此の海上衝突豫防法ある法律の全體に通じて適用すべき箇條を擧げて示されたるものなることを云へり。故に總則なるものは此の法律に於いて、重大なる關係を持つところのものおれば、いづれの箇條にも缺くべからざるものなり。

本法ハ海洋ト海洋接續ノ場所トヲ問ハズ凡ソ航洋船ノ運航シ得ベキ水上ニ於ケル船舶ニ適用ス

〔解〕 本條は海上衝突豫防法の精神骨子のある所を明らかに制定せられたるものにして、之れなくんば此の法律は、いづれの場所に於いて、必要缺くべからざるものなりやと云ふことさへ、不分明なるに至るべし。即ち此の海上衝突豫防法を施すべき場所を指定せられたるものとす。故に此の法は、總ていづれの船舶にも適用するものにあらずして、唯、海洋又は海洋接續せる場所に於いて、其の處を航海する船舶に對して適用すべきものなることを定められたるものあり。本條に謂ふ所の航洋船とは如何あるものなりと云ふに、海洋を航行し得べき船舶にして、河川又は湖上を航行する船舶にあらざるなり。更に換言せば、常に海洋のみを航行する船舶にして、假令河川に入り來ることあるにもせよ、其の河川が航洋船の入り來たるべき場所にあらざるときは、此の法を適用すべからざるものとなせり。

海洋接續の場所とは、近海より遠洋に接續したる海を云ふ。例へば遠州灘のごときは、其の一例として見るべきものあらん。

本法中汽船ト雖モ帆ヲ以テ運轉シ汽力ヲ用ヒザルトキハ帆船ト見做シ汽力ヲ用ウルトキハ帆ヲ用ウルト用ヒザルトノ別ナク汽船ト見做スベシ

〔解〕 本條は、汽船と帆船との區別をなして、其の定義を下したるものなり。即ち汽船といへども、帆に依りて運轉をなし、少しも汽船の本能なる汽力を用ひざるものなるときは、之れを汽船と見做すことなくして、帆船と見做し、若し汽力を用ふるときは、帆を用ふると、將た用ひざるとの別なく、すべて汽船と見做さるゝものと規定せられたり。

本法中汽船トハ凡ソ機關ノ作用ニ因リテ運轉スル船

船ヲ謂フ

〔解〕 本條は、汽船の定義を定められたるものなり。即ち此の法律に於いて、汽船とは、機關の作用に依りて、運轉するところの船舶を云ふと規定せられたり。故に機關の作用を借ることなくして、運轉するところの船舶は、假令巨大ある帆船といへども、汽船にあらざること勿論なり。又假令如何に小さき所謂川蒸汽船のごときものも、機關の作用に依るときは、之れを汽船と稱することを得るものあり。

本法中船舶航行中トハ碇泊若クハ繫留又ハ坐礁膠沙ニ非ザル場合ヲ謂フ

〔解〕 此の法律中にある、船舶航行中の定義を定められたるものにして、如何ある場合を以て船舶航行中なりとのことを規定せられた

るものあり。即ち本條は、之れを四段に解釋すべきものにして、之れを左に列擧すべし。

一 碇泊の場合には、本法の適用を免るものなり。碇泊とは、船舶が錨を投じて止り居ること。故に船舶が、少なくとも錨を投じて、動かざるものゝ場合を意味したるものと解すべし。されば、如何ある場所に碇泊するも、差支なかるべきや如何例へば海洋中に於いて碇泊するも、又は普通の港灣内に於いて碇泊するも、差支なきやと云ふに、法文の上より見るときは、場所の如何の如きは、敢て問ふべきの必要なきが如し。然れども、熟々考ふるに、碇泊と云へば、適當なる錨地即ち船舶の碇泊すべき港灣内に投錨して留まり居るものと解する方寧ろ穩當の解釋なりと云ふべし。海洋の眞直中に碇泊するが如きは、實際に於いて、有り得べきことにはあらざればなり。

二 繫留おせる場合に於いては、航行中なりと云ふべからざるなり。他のものに繋ぎ留まることを云ふ。即ち繫船浮標に繋ぎ留まるがごとく、又は棧橋に繋ぎ留まるがごとき、是等はいづれも皆繫留と謂ふべきものとす。

三 坐礁の場合は、航行中に含まれ居らざるなり。坐礁とは船舶が暗礁に乗り揚げて、動くこと能はざる場合を云ふあり。

四 膠沙せる場合亦航行中に含まれず。膠とは、沙洲に乗り揚げたる船舶が、航行の自由を失ひたるを云ふ。

凡そ以上のごとく、碇泊、繫留、坐礁又は膠沙したる場合は航行中にあらず。之れに反して、其の否らざる場合は、すべて之を航行中と云ふことを得べきや勿論なり。然らば假令進行力を失ひて、流れつゝあるごときといへども、其の船舶が留まりしものにあらざるときは、之れを目

して航行中と見做すことを得るが如し。否、航行中と見るも、何等の妨げなかるべし。

船 燈

〔解〕 船燈に關して、諸種の規定を設けられたるものあり。船燈とは、船舶に使用する燈火にして、其の種類二三にして止まらず。是等は、いづれも各本條に明示せられたれば、其の條下に於いて、これを詳説することとすべし。

本法中船燈ニ關シテ見得トハ晴天ノ暗夜ニ於テ認め得ルヲ謂フ

〔解〕 本條は、此の法律中にある船燈の見え得る程度に就いて、之れが定義を規定せられたるものとす。即ち此法律中にある船燈は、晴天

なる暗夜に於いて、明かに其の燈光を認め得るものなりとのことを規定せられたるものなり。

然らば雨天又は濛氣の甚だしき夜中のごときは、之れが燈光を認むること能はずとするも、是は船燈の光力が不明あるにあらずして、天然の氣象の然らしむるところのものあり。故に斯くのごときは場合に於いては、假令鮮明ある燈火を用ふるも、動もすれば衝突の虞なしとせず、故に他の方法を以て、之れが信號をあすこととせり。是は、逐次條項を進むるに従ひて、其の條下に解説することとせん。

本條に所謂見得とは、見得らるゝ程度を示されたるものにして、是は、無論肉眼を以て見るべきものなることを、故に、望遠鏡のごとき類を用ひて見るを云ふにあらざることを勿論なり。

### 第一條 船燈ニ關スル規定ハ天氣ノ如何ニ關セズ日

没ヨリ日出マデ必ズ遵守スベシ此ノ時間中ハ本法ニ定メタル船燈ノ外之ニ紛レ易キ燈ヲ掲グベカラズ

〔解〕 本條は、船燈掲出の時間及び一定の船燈を掲ぐべきものなることを規定せられたるものなり。即ち船燈に關して設けられたるごころの規定は、日没より日出に至るまでの間にありては、必ずこれを守るべきものなることを規定せられたり。而して此日没より日出までの間に於いては、此の法律に定められたる船燈の外之と紛れ易きが如き燈光を用ふべからざるものとなしたり。

抑も船舶の航行をなすに當りて、晝間は、非常なる風雨濛氣あるにあらざれば、能く彼我船舶の航行せるを認め得べしといへども、夜間のごときは、一定の目標なくしては、到底之れが如何を認め得べきものにあらざるなり。是を以て、夜間に於ける燈光は船舶を標示する唯一



の目的物となるものなれば、此の燈光ありてこそ、始めて衝突の危険をも避け得らるゝものと云ふべけれ。然れども、其の標示するところのものは、如何なるものにて、燈光なれば好しとするにあらず。故に必ず一定するところなかるべからず。例へば、甲船が、右方を表示する燈光と、乙船が、左側を表示する燈光と相等しがごとくあるときは、船舶航過に際して、其の標識を誤りて却て衝突を來たすべき虞あらん。是れ本條に於いて、此の法律に定めたるところの船燈の外は、之れと相紛れ易き船燈を掲ぐることを禁止したる所以なり。

第二條

汽船ハ航行中必ズ左ノ燈ヲ掲グベシ  
一 前檣若クハ其ノ前面ニ於テ又ハ前檣ヲ具ヘザ  
ルトキハ本船ノ前方ニ於テ船體上二十尺ヨリ低  
カラザル所ニ若シ船幅二十尺ヲ超ユルトキハ其

ノ船幅ヨリ低カラザル所ニ亮明ノ白燈一箇ヲ掲  
グベシ然レドモ船體上四十尺以上ノ所ニ掲グル  
ヲ要セズ此ノ燈ハ常ニ不同ナキ光ヲ發シテ鍼盤  
ノ二十點間ヲ照スベク製造シ其ノ射光ヲ左右舷  
外へ十點間ツ、即チ船ノ正首ヨリ各舷正横後ノ  
二點マデ及ブベキ様装置シ且ツ少ナクモ五海里  
ノ距離ヨリ見得ベキモノヲ用ウベシ  
二 右舷ニ綠燈ヲ掲グベシ此ノ燈ハ常ニ不同ナキ  
光ヲ發シテ鍼盤ノ十點間ヲ照スベク製造シ其ノ  
射光ヲ船ノ正首ヨリ右舷正横後ノ二點マデ及ブ

ベキ様装置シ且少ナクモ二海里ノ距離ヨリ見得  
ベキモノヲ用ウベシ

三 左舷ニ紅燈ヲ掲グベシ此ノ燈ハ常ニ不同ナキ  
光ヲ發シテ鍼盤ノ十點間ヲ照スベク製造シ其ノ  
射光ヲ船ノ正首ヨリ左舷正横後ノ二點マデ及ブ  
ベキ様装置シ且少ナクモ二海里ノ距離ヨリ見得  
ベキモノヲ用ウベシ

四 本條第二項第三項ノ舷燈ニハ其ノ燈ヨリ前ニ  
少ナクモ三尺突出シタル隔板ヲ其ノ燈ノ内側ニ  
装置シ右舷ノ燈光ハ左舷ニアル船ヨリ、左舷ノ紅

燈ハ右舷ニ在ル船ヨリ見得ザル様ニナスベシ

五 汽船航行中ハ本條第一項ニ規定シタル白燈ノ  
外ニ同種ノ白燈一箇ヲ増掲スルヲ得但シ此ノ場  
合ニ於テハ其ノ兩燈ヲ龍骨線上前後ニ隔テ其ノ  
前燈ヲ後燈ヨリ少ナクモ十五尺下方ニ掲グ其ノ  
前後ノ距離ハ上下ノ距離ヨリモ多キヲ要ス

〔解〕 本條は汽船航行中に於ける燈を掲ぐるに就いて、其の方法等  
を規定せられたるものにして、すべて五項より成れるものとす。故に  
汽船の航行中に於いては、本條の規定に従ひて適當なる燈光を掲ぐ  
ること勿論なり左に順序を追ふてこれを解釋すべし。

一 船舶の前橋又は其の前面に於いて、又前橋の備なき船舶にあり

ては、其の船舶の前方に於いて、船體の上、二十尺以上の部分に、最も明かなるところの白燈一箇を掲げ置くものとす。又船舶の幅が、二十尺以上に達するものあるときは、其の船舶の幅より低からざる所に於いて、是亦白燈一箇を掲ぐべし。然れども、船體の上にて、四十尺以上の部分に掲ぐるに及ばず、其の以下に於いて掲出すべきものとす。而して是等の燈光は、常に一定にして、不同のものとなすべく、羅鍼盤二十點を照す様に製造し、且つ其の射光は、左右の舷外に十點間づゝ、即ち船舶の正首よりして、各舷正横後の二處にまで及ぶべきやうに製造したるものを用ふべく、且つ少なくとも五海里を隔てし場所より見へ得べきものとなさざるべからざるなり。抑も白燈は、汽船の航行中に於いて、其の所在を分明に知らしむるところの唯一の標識となるものあり。斯くのごとく其の目的とす

るところは、汽船の所在を知らしむるにあるものなれば、之に従つて之れを掲出する位置を規定し、置かざるべからず。是れ船の甲板上、二十尺以上の高さに掲出すべく定められたる所以なり。而して其の燈火は、磁石の全面の五分の一を照すべき様にするものなり。斯くのごとくせざるときは、到底其の所在を明かに知らしむること能はざるものあればなり。此の場合に於いて、若し其の船體が巨大なる場合に於いては、之れよりも尙ほ高く掲ぐることを要す。然れども、茲に注意すべきは、船體と高さとは、相比例すべきものにあらざることを是れなり。如何に巨大なる船體といへども、四十尺以上に掲ぐることを要せざるなり。故に四十尺は、白燈を掲ぐる所の最極度ありとす。是れ此の以上に達せしむるときは、或ひは危険の虞なきを保せずと認められたる所以なるべし。

燈火は常に一定不同のものならざるべからずとせられたるは、若し燈光の或ひは明く、或ひは暗くして明滅測り知るべからず、且つ光力の強弱にして時々變更するが如くなるときは、其の船舶の位置を認むるに苦しましめ、白燈の効果をして、能く全きを得せしむること能はざるものなればあり。

本項に於いて、白燈の認め得べき距離は、五海里以上のごとく限定せられたるは、如何ある精神に基きて然るやと云ふに、若し一二海の近距離に於いて、互に其の船體を認むることあるも、其の進行力にして速なるときは、或ひは之れを避くるの暇なきやも測り難きものなれば、斯くのごとく限定せられたるものなるべし。斯くのごとく云ふときは、一時間五海里の速力にて、相向ひて進行し、恰も兩船の距離が五海里なるときは、三十分時を経て、衝突する時期に達

するに至るものなり。此の三十分時は、諸般の準備をなして、衝突を避くるに充分なる暇あるべければ、強ち五海里とせざるも可からんと非難せらるゝ論者なきにあらずとぞ聞く。然れども、是は、未だ海事上に經驗なき空論と云はざるべからず。海上の如きは、陸上と異なり、殊に巨大ある船舶を操縦し、暴風怒浪を起し、且つ危険なる暗礁等ある場合のごとき、之れを避くるに充分ある準備をあさるべからざるのみならず、速力の迅速なる兩船が、五海里の所に於いて、互に其の白燈を認むるも、若し此の兩船の速力が、一時間十海里とするときは、十五分間を経て、衝突の悲境に陥るの止むべからざるに至るべし。何となれば、五海里の距離なれば、互に相會するに、は、二海里半を航走すれば足るべし。二海里半は、此の汽船の十五分間に航走し得べきものなればなり。故に五海里の距離より見え得

べきものならざるべからずと規定せられたる所以なり、

二 本項は、船舶の所在を明白ならしむるがために規定せられたるものにして、即ち右舷に緑燈を掲げ置くときは、若し其の前面に船舶の在ることを認め、且つ其の船舶が緑燈を左方に望見するときには我れに向つて進行し來たるものなることを知るべく、之れに反して、緑燈を右方に望見するときは、我が船舶と同一の方向に前進するものと知ることを得るものなれば、之れに依りて以て、其の目標となすことを得るものとす。

此の緑燈も亦白燈と同じく、其の燈光は明滅あるものならんには、或ひは其の位置を誤認することもあるべく、或ひは認むることを得ざることもあるべし。故に常に同一の光力を保持し、且つ羅鍼盤の十點間を照すべき範圍に及ぶべきだけの光力ならざるべから

ず。否らざれば、其の光力の弱きよりして、船舶の所在の那邊に在りやと云ふことを明かに認むること能はざるに至るべし。是れ本項に、二海里の距離より認め得べしと規定せられたる所以なるべしと考へらるゝあり。

三 本項も亦前項と等しき精神より規定せられたるものにして、前項のごとく、右舷にのみ緑燈を掲ぐるも、行違の船舶にありては、左方にあるものは、其の右方なることを認めがたく、右方にあるものは、其の左方なるを認め難く、従つて彼の船舶は、我が船舶と果して同一の方向に進行するや、又は我れに向ひて進行し來たるものなりや、之れを認むること能はざる場合もあるべし。故に右舷には、前項のごとく、緑燈を掲げ、左舷には、本項に規定するがごとく、紅燈を掲げて、之れが判別をなし、一目して其の舷の左右いづれなりやを

判知せしむることとなしたるものなり。

此の紅燈は、如何なる場合に於いても、必ず其の光力は、一定不同にして明かならざるべからざること、前項の綠燈に於けるものと異なることなし。而も此の燈光は、是れ亦綠燈と等しく、羅針盤面の十點間の範圍を照すものならざるべからず、而して之れを備ふべき位置は、其の燈光が、船の正首より、船の左舷正横後の二點にまで及ぶべきものとすべく、且つ其の光力は、海上に於いて、二海里より肉眼にて認め得らるべき様に製造したるものならざるべからず。其の他、すべて前項に於ける綠燈と異ならざれば、宜しく参照すべし。

四 本項は、本條第二項第三項の舷燈、即ち綠燈、紅燈は、同一の船内にありて、之れを用ふるときは、綠光、紅光の相交りて、一種の色を發生するが如く見ゆるものなれば、之れを遠方より望見するときは、明

かに其の位置を認め難きことなしとせず、故に本項の規定に依りて、之れが防護をなすこととしたるものなり。即ち綠燈、紅燈を兩舷に掲ぐるときは、其の舷燈には、其の燈より前に於いて、少なくとも三尺突出したる隔の板を、其の燈の内側、即ち船内の方に装置すべし。斯くのごとくするときは、船の内側をば、燈光に照さるゝることなきを以て、左右兩舷の船燈の色が、互に相隔離せらるゝものなれば、之れがために變色に見ゆるがごとき憂なく、従つて判然之れを認むるに至ることを得べし。加之、右舷の綠燈は、左舷に在る船より見ることを得ざるべく、又左舷の紅燈は、右舷に在る船より見ゆべからざるなり、必ずや見得べからざる様に装置せざるべからざるものあり。

五 本項は、汽船の航行中に於ける白燈の外に、尙ほ一箇の白燈を増

して掲ぐることを得る規定なり。汽船の航行中に於いては、即ち坐礁、膠沙又は碇泊若くは繫留しつゝあらざる場合にありては本條第一項に規定したる白燈（前橋若くは其の前面に於いて、船體二十尺より低からざる部分に、又船幅二十尺を超ゆる船舶は、船體上四十尺を超えざる部分に掲ぐる白燈なり）の外に更に同種の白燈一箇を増して掲ぐることを得べきものなり。然れども、若し此の二箇の白燈を同時に點火して掲ぐる場合に於いては、一箇は龍骨線上の前の方に、一箇は、其の後の方に置き、且つ龍骨線の前部に於いては、其の後部のものよりも、十五尺以上は、下部に於いて低く之れを掲ぐることとなすべし。而して此の前後二箇の燈の距離は、兩燈上下の距離即ち十五尺以上よりも多きを要す。即ち船幅三十尺の船舶にして、後部の白燈が、其の高さ亦三十尺ある場合に於いては

之れより三十尺を隔てたるところの前部の方に十五尺の高さに白燈を掲ぐるが如くなすべし。斯くの如く兩燈相隔離して掲げざるときは、明かに之れを表示することとならず、従つて危険を醸すことを免れざるに至るべし。是れ特に本項を設けて之れを豫防する所以なり。

**第三條** 汽船他船ヲ曳キテ航行スルトキハ兩舷燈ヲ

掲グルノ外ニ白燈二箇ヲ上下ニ少ナクモ六尺ヲ隔テ、連掲スベシ此ノ白燈ハ第二條第一項ノ白燈ト同一ノ構造ニシテ且同一ノ場所ニ掲グルヲ要ス然レドモ二艘以上ヲ引キテ航行スルトキハ其ノ引キタル船ノ船尾ト最後ニ引カル、船ノ船尾トノ距離

六百尺以上ノ場合ニ於テハ右二箇ノ白燈ヨリ上方  
若クハ下方六尺ノ所ニ尙同種ノ白燈一箇ヲ増掲ス  
ベシ

本條ノ引船ハ引カル、船舶ノ操舵目標トシテ煙突  
若クハ後檣ノ後面へ小形ノ白燈一箇ヲ掲グルヲ得  
但シ此ノ白燈ハ本船正横ヨリ前面ニ見得ザル様ニ  
爲スヲ要ス

〔解〕 本條は、引船に於ける場合の如何を規定したるものあり、引船  
をなす場合に於いては、汽船自らが航行すると、一艘以上の船を引き  
て航行する場合に於けると、大に其の趣の相異なるものあからざる  
べからず、是れ本條に於いて、其の規定を設けられたる所以あり。

第一項に於いては、汽船が他の船を引きて航行する場合の燈光に就  
いて規定せられたり、即ち汽船が、一艘以上の他の船を引きて航行す  
るときは、左右の兩舷燈を掲げ置くは勿論、此の外に、少なくとも二箇の  
白燈を掲ぐるものとす。之れを掲ぐるには、上下に少なくとも六尺を隔  
てゝ連ね置くべきものとす。斯くの如く、二箇の白燈を垂直に連掲す  
る所以のものは、他なし。此の二箇の白燈は、いづれの汽船に於いても  
亦之れを掲ぐるを許せし所のものなれば、唯、之のみを掲ぐることを  
れば、此の制限を設けざれば、或ひは混同せんことを恐るゝを以ての  
故なり。即ち普通二箇の白燈は、前條第五項に規定するがごとく、上下  
及び前後の距離十五尺以上を隔つるものにして、垂直に連掲するも  
のと著るしき差異あるを以て、一目して其の如何即ち引船たること  
を證するに足るべし。



引船に垂直に連掲するところの白燈は、第二條第一項の白燈と、其の構造同一にして、且つ同一の場所に掲ぐるを要す。然れども二艘以上を引きて航行するときは、其の引き居れる船、即ち親船の船尾と最後に引かれつゝある船の船尾との距離は、六百尺以上あるときは、右に云へる連掲せる二箇の白燈より上方か、又は其の下方いづれも六尺の部分に於いて、尙ほ同種の白燈一箇を連掲することとすべし。若し是等の目標あらざるときは、他船より之れを認めて、引船なきものと誤認し、引かるゝ船と衝突することなきを保せず。是れ特に此の規定を設けられたる所以なるべし。而して本項規定の主眼とするところのものは、引船と引かるゝ船との間に於ける關係にあらずして、引船と他船との關係に就いて、之れを明かにせられたるものあり。

第二項は、引船と引かるゝ船との關係に就いて規定せられたる條項

なり。引船と他船との關係は前項に解説したるが如しといへども、引船と引かるゝ船との間に於ける關係に就いて、一定の規定なきときは、往々危険に遭遇するを免れず。即ち引かるゝ船が、引船の進行する方向の如何に依りて、舵を操りて、引かれつゝ行かざるべからざるものなれば、之れが目標として、引船に小白燈を備ふることとせり。此の白燈は、引船の煙突又は後檣の後面に掲ぐるものとせり。而して此の白燈は、唯、引かるゝ船より見ゆることを得れば、則ち可なるものなるを以て、他船より見えざる様に装置すること最も肝要なりとす。故に本船正横より前面に見えざる様にすべし。

**第四條** 事變ノ爲メ運轉自由ヲ得ザル船舶ハ夜間ニアリテハ第二條第一項ニ規定シタル白燈ト同一ノ高サニ於テ最モ見得易キ所ニ汽船ナレバ其ノ白燈

ノ代リニ二箇ノ紅燈ヲ上下ニ少ナクモ六尺ヲ隔テ、連掲スベシ此ノ紅燈ハ周圍少ナクモ二海里ノ距離ヨリ見得ヘキモノタルヲ要ス又晝間ニ在リテハ最モ見得易キ所ニ直徑二尺ノ黒球若クハ黒色ノ形象二箇ヲ上下ニ少ナクモ六尺ヲ隔テ連掲スベシ海底電信線ノ布設又ハ引揚ニ従事スル船舶ハ夜間ニアリテハ第二條第一項ニ規定シタル白燈ノ位置ニ於テ(汽船ナレバ其ノ白燈ノ代リニ)三箇ノ燈ヲ上下ニ少ナクモ六尺ツツヲ隔テ、連掲スベシ但シ此ノ燈三箇ノ中上下ノ二箇ハ紅色中央ノ一箇ハ白

色ニシテ周回少ナクモ二海里ノ距離ヨリ見得ヘキモノタルヲ要ス又晝間ニアリテハ最モ見得易キ所ニ直徑二尺以上ノ形象三箇ヲ上下ニ少ナクモ六尺ツ、ヲ隔テ連掲シ其ノ上下ノ二箇ハ紅色球形ヲ用キ中央ノ一箇ハ白色豎菱形ヲ用ウベシ本條ノ船舶全ク運行セザルトキハ舷燈ヲ掲グベカラズ然レドモ運行スルトキハ必ズ之ヲ掲グベシ本條規定ノ燈及形象ハ運轉自由ヲ得ズシテ他船ノ航路ヲ避クル能ハザルノ信號ト認ムベシ本條ノ信號ハ難船信號ト混同スベカラズ難船信號

## ハ第三十一條ニ於テ之ヲ規定ス

〔解〕 本條は五項より成るものにして、事變のために運轉の自由あらざる船舶、海底電信の布設又は引揚に従事する船舶等の夜間掲ぐるところの信燈に就いて規定せられたるものなり。

**第一項** 事變のために運轉の自由を得ざる船舶即ち碇泊又は繫留するにあらずして、坐礁、擱岸又は膠沙等、他動的の爲めに航行すること能はざる船舶は、是等の事變に遭遇したるものあることを知らしむるが爲めに、第二條第一項に規定したる白燈と同じき高さに於いて、最も能く見得やすき場所に、二箇の紅燈をば、少なくとも上下六尺を隔て、連ね掲ぐることをすべし。即ち第二條第一項の規定に依れば、本船の前方に於いて、船體上、即ち甲板より二十尺以上の高さに掲ぐるものとす。若し其の船幅が、二十尺を超ゆるものなるときは、其船

幅たる二十尺より低からざる所に、最も毫明なる白燈一箇を掲ぐるものとす。然れども、如何に巨大なる船舶といへども、船體上四十尺以上に掲ぐることを要せざるものとす。さて、此の規定に依りて掲ぐる所の紅燈は、周圍少なくとも二海里の距離より容易く見得べきものあらざるべからず。若し此の毫明を缺きて、燈光の弱きものなるときは、他船の進行し來たりて之れに近づきて危険を醸すことなきを保せざればあり。

以上は、夜間に於ける處置なるが、若し晝間なるときは、如何にして之れが信號をなし置くべきやと云ふに、直徑二尺の黒球又は之れと其の大きさを等しうする黒色の形象のもの二箇を掲げ置くものとす。之れを掲ぐるには、何れよりも最も見え易き部分なるは、勿論、上下の間、少なくとも六尺を隔つる様に連掲すべきものとす。

斯くのごとく云ふときは、夜間は紅燈連掲すべき場所を規定したるに晝間にありては、其の場所を規定せざるは、如何なる故なりやとの疑問の起らざるにあらざるべし。されば、今茲に之れを一言せんに、晝間連掲するところの黒球は、唯、最も見得やすき場所としたるものは、第二條第一項に規定したる白燈を掲ぐる場所は、他より最も見得やすき所にして、夜間に於いては、特に視線の達しがたき場合あるを以て、殊更に其の場所の規定をなす必要は、大に之れあるべしといへども、晝間は、其の事情大に之れと相異なりて、肉眼といへども、其の視力の達するところは、遙に夜間よりも廣大にして、容易に其の所在を認むることを得べし。故に特に其の場所を一定せずといへども、則ち可なり。是れ最も見得やすき所と規定して、特に其の場所を規定せられざるが故なるべし。

第二項

海底電信線を布設し、又は之れを引揚ぐることに従事する

船舶は、第二條第一項に規定したるところの白燈の位置に於いて、(汽船あれば其の代りに)三箇の燈を掲げ置くべし。之れを掲ぐるには、上下少なくとも六尺づゝを離てゝ連掲すべきものとす。其の垂直なること勿論なり。而して此の燈光は、皆同一の色にあらずして、上下の二箇は、紅色のものとし、中央の一箇は、白色のものとす。而して其の光力は、前項の燈光と同じく周囲少なくとも二海里の所より見得べきものならざるべからず。否らざれば前項と同じく危険の慮なしとせざればあり。

以上は、夜間に於いて採るべき處置なるが、晝間にありては如何と云ふに、直徑二尺以上の形象三箇を連掲すべし。其の位置は、亦前項と同じく規定せられずといへども、いづれの場所よりも最も見得やすき

位置に於いて、上下に少なくも六尺づつを離て、連掲すべきものとす。而して其の形象三箇の内、上下の二箇は、紅色の球形を用ふべく、中央の一箇は、白色の鑿形のものを用ふべきものとせり。

**第三項** 本條に規定せられたる船舶即ち事變のため、運轉の自由を得ざる船舶、海底電信線の布設又は引揚に従事する船舶にして、全く運行せざるものなるときは、舷燈即ち右舷の綠燈、左舷の紅燈をば、ともに之れを掲ぐべからず、若し否らずして運行するに及べば、之れを掲ぐることを勿論なりとす。

**第四項** 本條に規定せられたる燈及び形象は、運轉の自由を得ざる船舶が、他船の航路を避くること能はざるの信號と認めらるべきことを規定せられたり、故に此の燈光又は形象を認むるときは、其の認めたることの船舶、自ら該船を避けて航行せざるべからざること

勿論あり、若し是等の燈光又は形象ある船舶に衝突するがごとき事あらんには、重大なる不都合と云はざるべからず、恰も路頭に彷徨する盲人に向つて、普通の人が突き當りしと異ならず、是れ盲人は、盲目にして、自から其の危険を避くること能はざるものなればなり。

**第五項**は、本條に規定せられたるものの信號は、難船信號と稍相似たるものなきにあらざれば、之れと混同すべからざること、を注意せられたる條項なり。然らば、其の難船信號は、如何と云ふに、本法第三十條に於いて、之れを規定せられたれば、其の條下に於いて、之れを解説することゝなすべし。

**第五條** 航行中ノ帆船及他船ニ引カレテ運行スル船舶ハ第二條第二項第三項ノ舷燈ノミヲ掲グベシ決シテ同條第一項ノ白燈ヲ掲グベカラズ

〔解〕 本條は航行中の帆船及び他船に引かれて運行する船舶の掲ぐる燈火に就いて規定せられたるものなり、即ち航行しつゝあるところの帆船及び他船に引かれて運行する船舶にありては、左の燈を掲ぐるものとす。

一 右舷には、綠燈を掲ぐるものとす。此の綠燈は、其の光力常に不同なき様になし、且つ羅鍼盤の十點間を照すべき様に製造し、又其の射光は、船の正首より右舷正横後の二點にまでも及ぶべき様の裝置をなすべきものとす。且つ其の光力は、少なくとも二海里の距離より見得べきものを用ふるものとす。

二 左舷には、紅燈を掲ぐるものとす。此の燈は、其の構造裝置、光力、射光等のごとき、すべて綠燈に同じければ、これを省く。

以上左右の舷燈を掲ぐるのみにして、白燈を掲ぐべからず。此の掲ぐ

ることを禁せられたる白燈とは、前橋若しくは其の前面に於いて、又は前橋を備へざるごときは、本船の前方に於いて、船體上二十尺より低からざる所に掲ぐる白燈。若し其の船幅が、二十尺を超ゆるときは、其の船幅の長さより低からざる場所に掲ぐる白燈。右の白燈は、いづれも一箇とす。然れども、若し其の船體が、如何に巨大ありといへども、甲板上四十尺以上の位置に掲ぐることを要せざるものとす。而して其の光力は、常に一定不同にして、羅針盤の二十點間を照すべく、其の射光は、左右の舷外へ十點間づゝ、即ち船の正首より各舷正横後の二點まで、及ぶべきものならざるべからず。且つ少くも五海里の距離より見得べきものとあさぶるべからず。

本條に於いては、何故に右の白燈を掲ぐべからずと規定したりしやと云ふに、是れを掲ぐることを得るものごせば、汽船と帆船との區別

を認むること難く、且つ引船と引かれ船との白燈と相混同することゝなるべければ、之れを設けられたるものならんと思はるゝなり。

第六條

小形船航行中天氣ノ模様ニ依リ綠紅ノ二舷燈ヲ掲ゲ置キ難キトキハ何時ニテモ使用シ得ベキ様點火シテ之ヲ手近ニ備へ置キ他船ノ我が船ニ近寄り來ルカ又ハ我が船ノ他船ニ近寄り行クトキハ衝突ヲ防グニ充分ナル時間ヲ見定メテ其ノ舷燈ヲ他船ヨリ最モ見得易キ様各舷ニ表示スベシ但シ此ノ時綠光ハ左舷ヨリ、紅光ハ右舷ヨリ見得ズ且成ルベク各舷正横後ノ二點ヨリ後方へ見得ザル様ニナスコトヲ要ス

此ノ綠紅ノ各燈ヲ間違ヒナク容易ニ取扱フ爲メ綠燈ハ綠色、紅燈ハ紅色ニテ外面ヲ塗り且適當ノ隔板ヲ備へ置クベシ

〔解〕 本條は、小形船の航行中、舷燈掲示に關する一の便法とも云ふべき處置を規定せられたるものなり。小形汽船は、大形汽船と異にして、少しの風波にだも漂蕩せらるゝが如きは、敢て珍らしからず、且つ假令風波の起らざるにもせよ、潮流の險惡なる海上等に於いては、大に撼搖かざるゝものなれば、規定に従ひて、左右の兩舷燈を正しく掲げ置くこと能はざる場合も之れなきにあらず。斯くの如き場合に於いて、絶對に之れを掲ぐべしとの規定を以て強ゆるが如きは、所謂杓子定木となりて却て危険を醸生せしむるの虞あるも免れざるものなり。是れ即ち特に本條を規定して、便益を與へられたるものなるべ

し。  
小形汽船が航行中に於いて、暴風怒浪のために船體の動搖烈しく、到底兩舷燈を掲げ置くことの難き場合に於いては、之れを掲ぐるに及ばず、然れども、臨機衝突を豫防するの準備をあし置かざるべからざるなり。其の準備とは、他にあらず、何時にても咄嗟の間に使用し得べき様に、舷體に點火をあし、之れを手近の場所に備へ置くべし。斯くのごとく準備なし置きて、航行中若し他船の我が船に近寄り來たるか又は我が船が進行して他船に近寄りしとき、豫て點火し置けることろの舷燈を所定の場所に最も他船より見やすき様に之れを表示すべし。而して之れを表示するには、衝突を防ぐに充分なる時間を見定めて、之れを行はざるべからず。此の場合に於いては、他船に舷燈を點じ居れるときは、我が船は、之れを認むること、通常に於いては容易な

りといへども、他船にては、我が船に舷燈を表示せざるを以て、容易に認むること能はざることあるべし。故に往々衝突の危険を避くること能はざるの悲運に遭遇するの止むことを得ざるに至るべし。故に舷燈を表示せざる船舶にありては、常に細心の注意をなして、本項規定のごとく、充分に衝突を避け得らるる時間内に於いて、速に之れが舷燈を表示するの策を行ふことに躊躇すべからず。  
さて、斯くのごとく舷燈を表示するは勿論なりといへども、其の表示に就いても、一の規定あり、此の規定に依らざるときは、舷燈表示の効あきに至るの虞なしとせず。即ち此の場合に於いては、綠光は左舷の方より、紅光は右舷の方より見えざる様にあし、且つ成るべく、各舷正横後の二點より後方へ見えざる様にすること、即ち是れあり。斯くのごとくせざるときは、折角掲げたる燈光も、或ひは之れを認められざ



るに至るやも測り難ければなり。何となれば、此の場合、多くは天候の宜しからざる時なれば、通常の場合と異なるを以ての故なり。

第二項は、綠燈、紅燈の咄嗟の間に間違ひなく表示するに就いての準備を規定せられたるものあり、即ち綠燈及び紅燈は間違ひなく容易に取扱ひ得らるゝ様、綠燈は綠色、紅燈は紅色にて、いづれも其の外面を塗りたる標をかし、且つ適當の隔板を備へ置くべし。若し此の設備なきときは、いづれが綠燈なりや、將た紅燈ありや、咄嗟の間に取扱ひ難き事情あしとせず、斯くては、船舶の航行しつゝあるものなりとの事をば、容易に覺知すべからざるに至り、遂に衝突するの止むことを得ざるは、或ひは免れざるところあるべし。故に本項を設けて、之れが豫備をなし置くべしと規定せられたるものなるべし。

**第七條** 總積量四十噸未滿ノ汽船及櫓權又ハ帆ヲ以

テ運轉スル二十噸未滿ノ船航行中ハ必ズシモ第二條第一項第二項第三項ニ規定シタル燈ヲ掲グルヲ要セズ然レドモ若シ之ヲ掲ゲザルトキハ必ズ左ノ規定ニ依ルベシ

一 四十噸未滿ノ汽船

甲 船ノ前部又ハ煙突若クハ其ノ前面ニ於テ舷縁上九尺ヨリ低カラズ且ツ最モ見易キ所ニ第二條第一項ニ規定シタル構造裝置ニシテ少ナクモ二海里ノ距離ヨリ見得ベキ白燈一箇ヲ掲グベシ

乙 第二條第二項第三項ニ規定シタル構造裝置

ニシテ少ナクモ一海里ノ距離ヨリ見得ベキ綠  
紅ノ二舷燈ヲ掲グルカ又ハ船首ヨリ各舷正横  
後ノ二點マデ右舷ハ綠色左舷ハ紅色ノ射光ヲ  
及ボスベク製造シタル兩色燈一箇ヲ掲グベシ  
但シ此ノ燈ハ白燈ヨリ少クモ三尺下方ニ掲グ  
ルヲ要ス

二 汽艇ハ第一項甲ノ白燈ヲ舷縁上九尺ノ所ヨリ  
下方ニ掲グルヲ得然レトモ其ノ白燈ハ乙ノ兩色  
燈ヨリ高キヲ要ス

三 櫓權若クハ帆ヲ以テ運轉スル二十噸未満ノ船

ハ一面ハ綠色一面ハ紅色ノ玻璃ヲ用キタル燈籠  
一箇ヲ手近ニ備置キ他船ノ我船ニ近寄り來ルカ  
又ハ我船ノ他船ニ近寄り行クトキハ衝突ヲ防グ  
ニ充分ナル時間ヲ見定メテ之ヲ表示スベシ但シ  
此ノ時綠光ハ左舷ヨリ紅光ハ右舷ヨリ見得ザル  
様ニ爲スヲ要ス

本條ノ諸船ハ第四條第一項及第十一條末項ノ燈ヲ  
掲グルニ及バズ

〔解〕 本條は、總積量四十噸未満の汽船、櫓權又は帆に依りて運轉す

る二十噸未滿の船の航行中に掲ぐる船燈に就いて之れを規定せられたるものなり。

本條に規定せられたる所の總噸數二十噸未滿のれ船及び櫓樞又は帆を以て運轉する所の二十噸未滿の船のごときは、いづれも其の形體の小なるものなれば、従つて航行の範圍も廣からず、強て第一條第一項に規定せられたる白燈、同條第二項に規定せられたる右舷の綠燈及び同條第三項に規定せられたる紅燈を掲ぐるに及ばず、このことなり。されば、是等の船舶は、如何なる船燈を用ふるや、又は全く船燈を用ふるの要なきや、果して船燈を用ひざるものとすれば、洵に危険なりといへども、是は強ひて右に規定せられたるものを用ひざるも、尙ほ他に之れに代りて用ふべきものを規定せられたり。是れ右の規定のものを用ひざるときは、必ず左に規定したるものを用ひざるべし。

からざるなり。左に項目を別つて、これを掲ぐることにすべし。

一 四十噸未滿の汽船にありては、左に記載するところの甲乙の二種に従ひて、各々これを用ふることとすべし。

〔甲〕 此の種に屬するものは、船の前部又は煙突若くは其の前面に於いて、舷縁即ち船端の縁より高きこと九尺を下らざる高さの白燈一箇を掲ぐべし。此の白燈は常に其の光力同一にして、強弱なごのことなく、羅鍼盤の二十點間を照すべく製造し、其の射光を左右の舷外に十點間づゝ即ち船の正首より各舷正横後の二點まで及ぶべき様の装置をなし、且つ少なくとも二海里の距離より見得べきものならざるべからざるなり。

〔乙〕 此の種に屬するものは、左右の兩舷燈あり。之れには二様の構造と装置をなし得ることとなれり。今判明ならしめんがため、

左に之れを別つて掲ぐることとすべし。

(い) 右舷に掲ぐるは、普通用ひらるゝところの緑燈なり。然れども、此の射光は、少なくとも一海里の距離より見得べきものならざるべからず。且つ其の構造装置は、常に不同なき光を發して、羅鍼盤の十點間を照すべく製造し、且つ其の射光を船の正首より右舷正横後の二點まで装置することを要す。即ち本法第二條第二項に規定せられたる緑燈と其の構造及び装置を同じうするものなり。唯射光の彼は二海里なるに此は一海里と規定せられたる差違あるのみ。

又左舷に掲ぐるところの紅燈も、其の構造及び装置は、すべて緑燈に於けるものと異なることなし。即ち右の緑紅二燈をば、通常の舷燈のごとくに掲げ置くべし。

(ろ) 右に掲げたる緑紅の兩舷燈を用ひて表示せざるときは船首より各舷正横後の三點まで射光を達せしむる様に製造したる兩色燈一箇を掲ぐるものとす。此の兩色燈なるものは、一燈にして兩色を現したるものにして、右舷の方に綠色を、左舷の方に紅色を向はしむる様に製造したるものなり。之れを船首に置くときは、一燈にして左右兩舷燈を掲げたるがごとくに見るべし。而して此の兩色燈は、白燈よりも少なくとも三尺下方に掲ぐることを要す。

二 本項は、汽艇の掲ぐべき燈を規定せられたるものなり。即ち汽艇に掲ぐる燈は、本條第一項に規定せられたる甲種に屬する白燈をば、舷縁上九尺の位置より下方に掲ぐることを得るものなり。然れども其の白燈は、乙種に屬する兩色燈よりも高き所に掲ぐるもの

とす。

三 本項は櫓權又は帆を以て、運轉するところの二十噸未満の船に適用すべき燈に就いての規定なり。即ち二十噸未満の船にして、櫓權を以てするが、又は帆を以て運轉するものは、通常の舷燈を用ふることなくして、一面は紅色なる玻璃を用ひて製造せる燈籠一箇をば手近に備へ置きて、之れが準備をあし置くべし。斯くの如くにして、他船の我が船に近寄つて進行し來るが、又は、我が船が進行して他船に近寄るときは、直ちに彼の燈籠を表示すべし。而して之れを表示するには、第一肝要なる措置は、衝突を防ぐに充分なる時間を見定めて、以て之れを表示せざるべからず。是れ特に肝要なる所なりとす。而して之れを表示するには、如何にしてなすべきやと云ふに、本項に於いては、別に其の方法及び位置を定められざれば、便

宜の方法に依るの外なしといへども、之れを要するに他船をして、最も見易き位置に於いて表示すること勿論なり。而して之れを表示するには、右舷に面せる綠光は、左舷より見えざる様になし、左舷に面せる紅光は右舷より見えざる様にあすことを要す。若し否らずして、之れを見ることを得せしむるときは、其の船は果していづれが左舷なりや、將た右舷ありやを判別するに苦しましむるものあれば、綠紅に別ちし玻璃燈も、何等の用をなさざるのみならず、却て危険を惹起するに至るべし。是れ特に茲に之れを規定せられたる所以なるべし。

第二項に於いては、通常の船舶の掲ぐる燈火を掲ぐることを要せざる規定なく。即ち總積量四十噸未満の汽船及び櫓權若くは帆を以て運轉するところの二十噸未満の船舶は、左に記載する燈を掲ぐるに

及ばざることをせり。

(い) 右等の如き小形船にありて、坐礁、膠沙又は其の他の事變に遭遇し、運轉の自由を得ざるときは、通常の船舶のごとく、規定の燈を掲ぐるに及ばざるなり。規定の燈とは、通常の船舶にありては、是等の場合に於いて、夜間にありては、前檣又は其の前面に於いて、又は前檣を備へざるときは、本船の前方に於いて、船體上二十尺より低からざる所に、又若し船幅が、二十尺を超ゆるものなるときは、其の船幅の長さより低からざる所に於いて、最も見え易き所に汽船なれば其の白燈の代りに二箇の紅燈を上下に、少なくとも六尺を隔て、連掲せざるべからざるなり。而して此の紅燈は、周圍少なくとも二海里の距離より見得べきものなることを要する規定なり。然れども本條に定められたる船には、之れを要せざることをなれり。

(ろ) 本條以外の船舶にありては、船路若くは、其の最寄に於いて乗り揚げたる船舶は、碇泊中掲ぐる白燈の外、尙ほ前に掲げたる二箇の紅燈を掲ぐるの規定なり。然れども、本條の船には、之れを掲ぐるに及ばざるものと規定せられたり。

### 第八條

水先船水先業務ノ爲メ其ノ營業所ニアルトキハ他船ニ要スル燈ヲ表示セズ周圍ヨリ見得ベキ白燈一箇ヲ檣頭ニ掲ゲ且十五分時ヲ超エザル短時ノ間隙ヲ以テ閃火一箇又ハ數箇ヲ發スベシ

水先船ニハ點火シタル舷燈ヲ用意シ置キ他船ノ我船ニ近寄り來ルカ又ハ我船ノ他船ニ近寄り行クトキハ我船ノ進行スル方向ヲ示ス爲メ短時ノ間隙ヲ

以テ之ヲ表示スベシ但シ此ノ時綠光ハ左舷ヨリ紅光ハ右舷ヨリ見得ザル様ニ爲スヲ要ス  
水先人ヲ要招スル船舶へ直附ケスベキ水先船ハ白燈ヲ檣頭ニ掲グル代リニ臨時之ヲ表示シ又前項ノ舷燈ノ代リニ一面ハ綠色一面ハ紅色ノ玻璃ヲ用キタル燈籠一箇ヲ手近カニ備置キ前項ニ依リ之ヲ使用スルコトヲ得  
免許水先人ノ業務ニ專用スル水先汽船水先業務ノ爲メ其ノ營業所ニアリテ碇泊セサルトキハ第一項ノ規定ニ依リ水先船ニ要スル燈及閃火ノ外ニ檣頭

ノ下方八尺ノ所ニ周圍少ナクモ二海里ノ距離ヨリ見得ベキ紅燈一箇ヲ増掲シ且ツ航行中ノ船舶ニ要スル舷燈ヲ掲グベシ  
前項ノ水先汽船水先業務ノ爲メ其ノ營業所ニアリテ碇泊スルトキハ第一項ノ規定ニ依リ水先船ニ要スル燈及閃火ノ外ニ前項ノ規定ニ依リ紅燈ヲ増掲スベシ但シ舷燈ヲ掲グベカラズ  
水先船其ノ營業所ニアルモ水先業務ニ從事セザルトキハ其ノ積量ニ相當スル他船ト同様ノ燈ヲ掲グベシ

〔解〕 本條は、水先船に掲ぐる船燈に就いて規定せられたるものなり六項より成れるものなれば、各項ごとに左に別つて解くこととせん。

第一項は、水先區に於いて營業するところの水先船の船燈に就いて規定せられたり。即ち水先船が、水先區に於いて、營業をなすときは、他の船舶に用ふるところの燈を掲ぐべからず。之れに反して、若しこれを掲ぐるときは、爲めに他の船舶との區別をなすこと能はざるに至るべし。従つて他の船舶が、水先船に信號せんとするも、孰れの船が、果して水先船なりや、否やを判然認むること能はざるに至るべく、或ひは甚だしき不都合を生ずることなきにもあらざるべし。是れ特に之れを規定せられたる所以なるべし。然らば水先船は、如何なる燈を掲げて、其の水先船たることを知らしむるやといふに、單に周圍より能

く認め得べき様に、檣頭高く一箇の白燈を掲ぐべし。且つ十五分時を経ざる間隙をおきて、閃火一箇又は數箇を發すべし。されば、此の數箇を發するとは、十五分時を超えざる間隙ごとに一回數箇を發するか又は、幾回にも之れを發するものなりやと云ふに、是は、前者のごとく一回ごとに數箇を發するものとす。

第二項は、前項の如く白燈一箇を檣頭に掲げ、且つ閃火を發するの外、綠紅の二舷燈を準備なし置き、所要に従ひて、之れを表示すべきことを規定せられたり。即ち前項に規定したる外、尙ほ綠燈、紅燈を用意なし置き、他船の我が船、即ち水先船に向つて近寄り來るか、又は水先船の他船に近寄りて進行するときは、我が船の進行する方向を表示するがために、彼の綠紅の二舷燈をば、規定のごとく、一時これを掲げて表示すべし。此の場合に於いては、綠光は左舷よりし、紅光は右舷より



して見得ざる様になすことを要す即ち隔板を用ふること規定の如くおすこと肝要なり否らざれば却て危険を招くの虞あるべし是れ特に此の規定ある所以なり。

本項は、水先人を要すべき船舶に、直付すべき水先船の燈に就いての規定なり。即ち水先人の水先案内を要するを以て、之れが船舶が、水先船を直付けにせしめんとするとき、水先船は、前項に規定せられたる燈に代用するに、左の燈を用ふることを定められたり。

(イ) 白燈を檣頭に掲ぐる代りに、隨時これを表示して可なり。

(ロ) 緑江の舷燈をば、兩舷に掲ぐる代りに、一面は綠色一面は紅色の玻璃を用ひて製造せるところの燈籠一箇を手近に用意し、前項のごとく之れを使用するものとす。

以上二箇の代用燈は、必ずしも斯くの如くなすべしと規定せられた

るにあらず。此の方法に依りて、燈を使用するも差支なしとの意味なれば、前項規定の如くなして可なり。然れども便宜上本項の如くすることを得るものなれば、臨機何れの法に依るも妨げなし。

第四項は、免許せられたる水先人が、其の業務のために、専ら用ふるところの水先汽船が、業務のために、其の水先區域中にありて、碇泊せざるものなるときは、本條第一項の規定に依り、水先船に要するところの燈火と閃火の外に、尙ほ檣頭の下方八尺の部分に於いて、周圍少なくも二海里の距離より見ることを得べき紅燈一箇を増掲し、且つ航行中に於ける船舶に用ふる紅燈を掲ぐべきことを規定せられたり。第五項は、本條第四項の水先汽船が、水先業務のために、其の營業所に碇泊するときは、本條第一項の規定に依りて、水先船に要する燈光と閃火の外に、前項の規定に依りて、紅燈を増掲することとすべし。此の

場合に於いては、船燈を掲ぐべからざる規定なり。

第六項は、水先船が、其の水先區に於いて營業せざる場合に於ける燈の掲げ方を規定せられたるものあり、即ち水先船が、其の水先區に於いて、水先案内の業務を執らざる場合は、水先船にあらざるものと見做して差支なきものあれば、此の場合には、其の積量即ち噸數の多少に應じて、他の船舶と同一の燈を掲げ置くべし。若し否らずして水先船の燈を掲げ置くときは、水先船と誤認せしむるの恐あるべければなり。是れ此の規定を設けられたる所以なるべし。

**第九條** 漁船ハ航行中特ニ本條ニ規定アル場合ヲ除ク外其ノ積量ニ相當スル航行中ノ船舶ニ對シテ規定シタル燈ヲ掲グルカ又ハ之ヲ表示スベシ

一 無甲板船即チ全部張詰メタル甲板ニ依リテ海水ノ浸入ヲ防ガザル船夜間漁業ニ従事スルニ當リ其ノ放出スル漁具ノ端ト本船トノ水平上ノ距離ガ百五十尺以内ナルトキハ周回ヨリ見得ベキ白燈一箇ヲ掲グベシ無甲板船夜間漁業ニ従事スルニ當リ其ノ放出スル漁具ノ端ト本船トノ水平上ノ距離ガ百五十尺ヲ超ユルトキハ周回ヨリ見得ベキ白燈一箇ヲ掲グ且ツ我船ノ他船ニ近寄り行クトキ又ハ他船ノ我船ニ近寄り來ルトキハ其ノ白燈ノ下方ニ少クモ三尺ヲ隔テ且漁具ノ結着

シタル方向ニ於テ水平上少クモ五尺ヲ隔テ白燈一箇ヲ増表スベシ

二 第一ニ規定シタル無甲板船ヲ除ク外流シ網ヲ用ヒテ漁業ニ従事スル船舶ハ網ノ全部又ハ一部水中ニ投下シアル間ハ最モ見易キ所ニ白燈二箇ヲ掲グベシ此ノ兩燈ハ上下ノ距離六尺ヨリ少カラズ十五尺ヨリ多カラズ且龍骨線ニテ測リタル前後ノ距離五尺ヨリ少カラズ十尺ヨリ多カラザル様其ノ一燈ヲ他燈ノ下方ニ裝置シ其ノ下燈ハ網ノ方向ニ掲グベシ此ノ兩燈ハ周回少クモ三

海里ノ距離ヨリ見得ベキモノタルヲ要ス  
總積量二十噸未滿ノ帆船漁船ハ地中海及日本國並韓國ノ沿岸ニ於テハ必ズシモ兩燈中其ノ下燈ヲ掲グルヲ要セズ然レドモ之ヲ掲ゲザルトキハ他船ノ我船ニ近寄り來ルカ又ハ我船ノ他船ニ近寄り行クトキ少クモ一海里ノ距離ヨリ見得ベキ白燈一箇ヲ同一ノ位置網又ハ漁具ノ方向ニ於テニ表示スベシ

三 第一ニ規定シタル無甲板ヲ除ク外延繩ヲ用ヒテ漁業ニ従事スルニ當リ延繩ヲ結着シ又ハ之ヲ

曳入ル、船舶ニシテ碇泊セズ又ハ第八ニ依リ停  
留セザルモノハ流レ網ヲ用ヒテ漁業ニ従事スル  
船舶ト同一ノ燈ヲ掲グベシ其ノ延繩ヲ述ベ又ハ  
曳繩ヲ用ウルモノハ其ノ船ノ種類ニ應ジ航行中  
ノ汽船又ハ帆船ニ對シテ規定シタル燈ヲ掲グベ  
シ  
總積量二十噸未滿ノ帆船漁船ハ地中海及日本國  
並韓國ノ沿海ニ於テハ必ズシモ兩燈中其ノ下燈  
ヲ掲グルヲ要セズ然レドモ之ヲ掲ゲザルトキハ  
他船ノ我船ニ近寄り來ルカ又ハ我船ノ他船ニ近

寄り行クトキ少クモ一海里ノ距離ヨリ見得ベキ  
白燈一箇ヲ同一ノ位置釣繩ノ方向ニ於テ表示ス  
ベシ

四 打たせ網(総テ海底ニ漁具ヲ曳クモノヲ包含ス)  
ヲ用キテ漁業ニ従事スル船舶ハ左ノ規定ニ依ル  
ベシ

甲 汽船ハ第二條第一項ニ規定シタル白燈ノ位  
置ニ三色ノ燈籠一箇ヲ掲グ尙其ノ下方六尺ヨ  
リ少カラズ十二尺ヨリ多カラザル所ニ白色ノ  
燈籠一箇ヲ増掲スベシ此ノ三色燈ハ船ノ正首

ヨリ左右各二點マデハ白色其レヨリ各舷正横後ノ二點マデハ右舷ハ綠色、左舷ハ紅色ノ射光ヲ及ボスベク製造シ且裝置スルヲ要シ又白燈ハ常ニ不同ナク亮明ノ光ヲ發シテ周回ヲ照スヘク製造シタルモノタルヲ要ス

乙 帆船ハ常ニ不同ナク亮明ノ光ヲ發シテ周圍ヲ照スヘク製造シタル白燈一箇ヲ掲ゲ且他船ノ我船ニ近寄り來ルカ又ハ我船ノ他船ニ近寄り行クトキハ衝突ヲ防グニ充分ナル時間ヲ見定メテ白色ノ閃火又ハ炬火一箇ヲ

表示スヘシ甲及ビ乙ニ規定シタル諸燈ハ少ナクモ二海里ノ距離ヨリ見得ベキモノタルヲ要ス

五 桁網ヲ用キテ牡蠣採取ニ従事スル船舶其ノ他桁網ヲ用キテ漁業ニ従事スル船舶ハ打タセ網ヲ用キテ漁業ニ従事スル船舶ト同一ノ燈ヲ掲ゲ及ビ表示スベシ

六 漁船ハ本條ニ規定シタル燈ヲ掲ゲ及ビ之ヲ表示スル外何時ニテモ閃火ヲ用キ且漁業用ノ燈火ヲ用ウルヲ得

七

長サ百五十尺未滿ノ漁船碇泊中ハ周回少クモ一海里ノ距離ヨリ見得ベキ白燈一箇ヲ掲グベシ長サ百五十尺以上ノ漁船碇泊中ハ周回少クモ一海里ノ距離ヨリ見得ベキ白燈一箇ヲ掲グ且第十一條ニ規定シタル白燈一箇ヲ増掲スベシ長サ百五十尺未滿ナルト百五十尺以上ナルトヲ問ハズ碇泊中ノ漁船漁網其ノ他ノ漁具ヲ結着シタルトキハ他船ノ我船ニ近寄り來ルトキ碇泊燈ノ下方少クモ三尺ヲ隔テ且漁網其ノ他ノ漁具ノ方向ニ於テ水平上少クモ五尺ヲ隔テ白燈一箇ヲ

増表スヘシ

八

漁船漁業ニ從事中漁具ノ岩礁其ノ他障礙物ニ纏着シタル爲メ其ノ所ニ停留スルトキハ晝間ニアリテハ第十二規定スル晝間信號ヲ引下シ夜間ニアリテハ碇泊船ト同一ノ燈ヲ表示シ又霧中其ノ他暴雨中ハ碇泊船ニ對シテ規定シタル霧中信號ヲナスベシ

九

霧中降雪其ノ他暴雨中流レ網打タセ網桁網又ハ延繩ヲ用キテ漁業ニ從事スル總積量二十噸以上ノ船舶ハ汽船ニアリテハ汽笛若クハ汽角帆船

ニアリテハ號角ヲ用キ一分時ヨリ多カラザル間隙ヲ以テ一聲ヲ發シ之ニ續キテ號鐘ヲ鳴ラスベシ總積量二十噸未滿ノ漁船ハ必ズシモ此ノ信號ヲ爲スヲ要セズ然レドモ之ヲ爲サルトキハ一分時ヨリ多カラザル間隙ヲ以テ適宜他ノ有効ナル音響信號ヲナスベシ

十 網延繩又ハ打タセ網ヲ用キテ漁業ニ從事スル船舶航行中晝間ニアリテハ最モ見得易キ所ニ籃其ノ他ノ信號ヲ掲ゲ近寄り來ル他船ニ其ノ漁業中ナルコトヲ表示スベシ若シ碇泊中ノ船舶漁具

ヲ投下セルトキハ他船ノ近寄り來リタルトキ同様ノ信號ヲ他船ノ航過シ得ル舷側ニ於テ表示スベシ

本條ニ依リ特ニ規定シタル燈ヲ掲ゲ又之ヲ表示スルヲ要スル船舶ハ第四條第一項及第十一條末項ノ燈ヲ掲グルニ及バズ

〔解〕 本條は、漁船の其の業に従事するものゝ燈に就いて諸種の規定を擧げられたるものなり。凡そ漁船其の外漁業に従事するときは、本條に定められたるところの諸規定に依るべしと定められたるものなり。然れども航行中に於けるもの、又は本條に於いて特に其の規定の設なきものは、其の船舶の積量に應じて、他船と同一なる燈を掲

ぐるものごとす。即ち規定あるものは、其の規定に従ひて、それ〴〵之れが燈を掲ぐることとなるを以て、之れに従ふべきは勿論なりといへども、其の規定なきものに至りては、其の船の總積量に相當する船燈を掲げて之れが區別をなすべきものと規定せられたるものあり。左に逐次これを掲げて説明せん。とす。

一 特に甲板の設備なき船即ち全部張詰めたるところの甲板に依りて、海水の浸入することを防がざる船の、夜間漁業に従事するに際し、其の投げ出したる所の漁具の一端例へば網のごときもの、端と本船との水平上の距離が百五十尺以内ある場合に於いては、周回いづれの場所よりも見ることを得べき白燈一箇を掲げ置くべし。又以上のごとき甲板なき船が、夜間漁業に従事するに際して、其の投げ出したる漁具の端と、本船との水平上の距離が、若し百五

十尺を超ゆるに至るときは、周回いづれの場所よりも見ることを得べき白燈一箇を掲ぐべく、尙ほ且つ我が船の他船に近寄り行くとき、又は、他船の我が船に近寄り來るときは、其の白燈の下方に於いて、少なくとも三尺を隔て且つ漁具の結着したる方向に於いて、水平上少なくとも五尺を隔て、一箇の白燈を増掲すべし。

二 前項に規定したるところの無甲板を除く外、流し網を用ひて漁業に従事する船舶に適用せらるべき本項の規定は、一讀明瞭なれば特に解釋を加へず。

三 本條第一項に規定せられたるところの甲板なき船を除くの外、若し延繩を用ひて漁業に従事するに際し、延繩を結着し、又は之れを曳入るゝ船舶にして、碇泊することなく、又は本條第八の規定に依りて、停留せざるものなるときは、流し網を用ひて漁業に従事す



る船舶と同一の燈光を掲ぐることとすべし、又曳繩ひきなはを用ふるときは、其の船舶の種類いかにんの如何に應じて、航行中に於ける汽船又は帆船と同一の燈を掲ぐべしと規定せられたり、其の他本項末段總積量二十噸以下の條文は、解釋を加ふるまでもなければ略す。

四 本項は、打たせ網あみを用ひて、漁業に従事する船舶に適用すべき規定なり。

〔甲〕 汽船は、白燈及び三色の燈籠を掲ぐるものとす。此の三色燈を掲ぐる位置は、前檣せんじやう若くは其の前面に於いて、又前檣を備へざるものなるときは、本船の前方に於いて、船體上二十尺より低からざる所に、若し又其の船幅が、二十尺を超ゆるものあるときは、其の船幅の長より低からざる所に掲ぐるものとす。然れども若し其の船體の如何に巨大なるものといへども、船體上四十尺以

上の所に掲ぐるに及ばず、其の最極度さいきよくどは四十尺とす。即ち右のごとく三色燈籠一箇を掲げ、尙ほ其の下方六尺乃至十二尺の處に白燈一箇を増掲するものとす。而して此の三色燈は、船の正首せいしゆより左右各二點てんまでは白色とし、其れより正横まよこしやう後の二點までは、右舷は綠色とし、左舷は、紅色の射光しゃくわうを及ぼし、又増掲の白燈は、常に一定不同にして、少しも明滅めいめつすることなき、最も亮明りやうめいなる光を發して、周圍を照すべきものたることを要す。

〔乙〕 帆船はんせんに掲ぐべき燈は、常に不同ふたふたなく最も明かある光を發して、其の周圍を照すべき様に製造したる白色の燈籠一箇を掲げ、且つ他船の我が船に近より來るか、又は我が船の他船に近より行くときは、衝突を防ぐに充分なる時間を見定め、最も見やすき位置に於いて、白色の閃火せんくわ又は炬火きくわ一箇を表示することとす。

べし。而して本項に規定せられたるところの燈は、少なくとも二海里の距離より見得べきものならざるべからず。

五 桁網を用いて、牡蠣の採漁に従事する船舶其他桁網を用ひて、漁業に従事するところの船舶は、打たせ網を用ひて漁業に従事する船舶と同一の燈を掲げて表示すべし。

六 漁船は、其の種類の如何を問はず、必ず此の第九條に規定したる所の燈を掲ぐべきことを以てせられたり。而して之れを表示するの外、何時にても臨機閃火を用ひ、又は漁業用の燈をも用ふることを得るものなり。

七 長さ百五十尺に満たざる漁船が碇泊中に於いては、周回少なくとも一海里の距離より見得べき白燈一箇を掲げ置くべきものとせり。

又長さ百五十尺以上の漁船の碇泊中に於いては、周回少なくとも一海里の距離より見得べき白燈一箇を掲ぐる外、尙ほ第十一條に規定せられたるところの白燈一箇をも掲ぐるものとせり。  
又漁船の長さ百五十尺未滿あると、將た其の以上なることに論なく、碇泊中の漁船が、漁網其他の漁具を結着したるときは、他船の我が船に近寄り來るときに於いては、碇泊燈の下方に於いて、少くも三尺を隔て、且つ漁網其他の漁具の方向に於いて、水平上少なくとも五尺を隔て、一箇の白燈を増掲すべきものと規定せられたり。

八 漁船が、漁業に従事しつつある間に於いて、漁具が岩礁其他の障碍物に纏ひ着きたるが爲めに、停留する場合に於いては、晝間は、本條第十に規定せられたる晝間信號を引下し、夜間は、碇泊船と同

一の燈を表示するものとす。又霧中降雪其の他暴雨中に於いては、碇泊船に對して規定せられたる霧中信號をなすべきものとせり、霧中降雪其の他暴雨中のごときは、燈光は明かに認め難ければ、流し網打たせ網、桁網又は延繩を用ひて、漁業に従事する總積量二十噸以上の船舶は、汽船にありては汽笛又は汽角、帆船にありては號角を用ひ、一分時より多からざる間隙を置きて、一聲を發し、且つ之れにつゞきて號鐘を鳴らすこととすべし、然れども總積量二十噸未満の漁船にありては、必ずしも此の信號をなすことを要せざるものとす。若し之れをなさざるものあるときは、一分時より多からざる間隙を以て、適宜に他の有効なる音響を發する信號をなすべきものとす。

十 桁網、延繩又は打たせ網を用ひて、漁業に従事するところの船舶の航行中に於いては、晝間は、最も見得やすき部分に、籃其の他の信號を掲げ、近寄り來るところの他船に向つて、其の漁業中なることを表示すべし。若し碇泊中の漁船にして漁具を投下したるものあるときは、他船の航過し得る舷側に於いて、同様の信號を表示するものとす。

本條に依りて、特に規定せられたる燈を掲げ、又これを表示することを要する船舶は、本法第四條第一項及び第十一條末項に規定せられたる燈は、これを掲ぐるに及ばざるものとせられたり。

第十條 他船ニ追越サレムトスル船舶ハ他船ニ向テ船尾ヨリ白燈ヲ表示シ又ハ船火ヲ發スベシ  
本條ニ從テ表示スベキ白燈ハ豫メ船尾ニ掲置クヲ

得然レドモ此ノ燈ハ少ナクモ一海里ノ距離ヨリ見  
得ベキモノニシテ常ニ不同ナキ亮明ノ光ヲ發シ鍼  
盤ノ十二點間ヲ照スベク製造シ船ノ正後ヨリ左右  
へ六點間ヅ、射光ノ及ブベキ様隔板ヲ裝置シ成ル  
ベク舷燈ト同一ノ高サニ掲グベシ

〔解〕 本條は、他船に追ひ越されんとする船舶が執るべき船燈に就いて規定せられたるものなり。本條第一項に於いては、他船に追ひ越されんとする船舶は、追ひ越されんとする船舶が、後より航走し來たるものなること言ふまでもおければ、追ひ越されんとする船舶に向つて、船尾より白燈を表示するか又は船火を發するものとす。此の白燈の裝置、構造等に就いては、次項に之れを規定したれども、船火に就いて

は、之れを規定せられず。然れども船火なるものは、前條に云へる閃火にして、別に異なりしものあるにあらざれば、此に特に之れを規定するの必要なきを以ての故ならん。

第二項は、本條の規定に従ひて表示すべき白燈の構造、裝置等に就いて、之れを規定せられたるものあり。即ち追ひ越されんとする船舶が、追ひ越されんとする船舶に向つて表示すべき白燈は、豫め船尾に掲げ置くことを得るものなり。然れども、此の白燈は、一海里の距離より見得べきものにして、常に一定して不同なき亮明の光を發し、羅鍼盤の十二點間を射照すべき様に製造し、且つ船の正後より左右へ六點間づゝ其の射光の及ぶべき様に、隔板を裝置し置くべきものとす。而して之れを掲ぐる位置は、成るべく舷燈と同一の高さに掲ぐるものとす。

第十一條 長サ百五十尺未滿ノ船舶碇泊中ハ前方ノ最モ見得易クシテ船體上ヨリ二十尺ヲ超エザル所ニ白燈一箇ヲ掲グベシ此ノ燈ハ常ニ不同ナキ亮明ノ光ヲ發シ周圍少ナクモ一海里ノ距離ヨリ見得ベキモノタルヲ要ス

長サ百五十尺以上ノ船舶碇泊中ハ前方ノ最モ見得易クシテ船體二十尺以上四十尺以下ノ所ニ前項ノ白燈一箇ヲ掲グ且船尾若クハ其ノ最寄ニ於テ前方ノ燈ヨリ少ナクモ十五尺下方ニ同種ノ白燈一箇ヲ掲グベシ

本條船舶ノ長サハ本船船籍證書面ノ長サニ依ルベシ

船路若クハ其ノ最寄ニ於テ乗揚ゲタル船舶ハ本條白燈ノ外尙第四條第一項ニ規定シタル紅燈二箇ヲ掲グベシ

〔解〕 本條は、船舶の長さの長短に依りて、船燈を掲ぐるに相違あることを規定せられたり而して四項より成れるものなれば、左に區別して之れを述べん

第一項は、長さ百五十尺未滿の船舶が碇泊中に於いては、最も見得ること得る位置に掲ぐるものとす。之れを掲ぐる所の位置は、別に本條に規定せられずして、最も見得易き場所なれば、則ち可なり。故にいづ

れの位置にても妨げなげれども成るべく最も見得やすき所ならざるべからざること勿論あり。而して之れを掲ぐるところの高さは、船體上より二十尺以下の所に白燈一箇を掲ぐるものとす。此の白燈は、常に一定して不同なき亮明の光を發し、其の周圍少くも一海里の距離より見得べきものならざるべからざるなり。

第二項は、長さ百五十尺以上の船舶碇泊中に於ける白燈の掲揚方を規定せられたるものあり。即ち長さ百五十尺以上の船舶は、前項のごとき百五十尺未満のものとは異なるを以て、其の掲ぐるところの燈の如きも亦自から異ならざるを得ざれば本項に於いて之れを規定せられたる所以なり。是等の船舶が碇泊中に於いては、前の方に於いて、最も見えやすくして、船體上二十尺以上四十尺以下の所に、白燈一箇を掲ぐるものとす。此の白燈は、常に不同なき亮明の光を發し、周圍少

くも一海里の距離よりして明かに見え得べきものならざるべからず。加之、船尾若くは其の近傍に於いて、前方の燈よりも少なくとも十五尺下方に於いて、前と同一種類の白燈一箇を掲ぐるものとせり。以上のごとく本條第一項に規定せられたる長さ百五十尺未満の船舶と、本項に規定せられたる長さ百五十尺以上の船舶との白燈はいづれが如何に異なりやと云ふに未滿のものは、唯一箇にして二十尺以下の高きに掲げ、以上のものは、二十尺以上四十尺以下の所に掲げ、且つ船尾に同一の燈一箇を増掲するの別あるのみ。第四項は、本條船舶の長さに就いての規定なり。抑も船舶の長さとは、何に依りて定めしものを云ふや、是は船籍證書に明記せられたる長さを云ふものなり。故に極端にこれを論ずるときは、假令實際に於ける長さが二百五十尺ありとするも、船籍證書には、二百尺とあらんに

れの位置にても妨げなげれども成るべく最も見得やすき所ならざるべからざること勿論あり。而して之れを掲ぐるところの高さは、船體上より二十尺以下の所に白燈一箇を掲ぐるものとす。此の白燈は、常に一定して不同なき亮明の光を發し、其の周圍少くも一海里の距離より見得べきものならざるべからざるなり。

第二項は、長さ百五十尺以上の船舶碇泊中に於ける白燈の掲揚方を規定せられたるものあり。即ち長さ百五十尺以上の船舶は、前項のごとき百五十尺未滿のものご異なるを以て、其の掲ぐるところの燈の如きも亦自から異あらざるを得ざれば本項に於いて之れを規定せられたる所以なり。是等の船舶が碇泊中に於いては、前の方に於いて、最も見えやすくして、船體上二十尺以上四十尺以下の所に、白燈一箇を掲ぐるものとす。此の白燈は、常に不同なき亮明の光を發し、周圍少

くも一海里の距離よりして明かに見え得べきものならざるべからず。加之船尾若くは其の近傍に於いて、前方の燈よりも少なくとも十五尺下方に於いて、前ご同一種類の白燈一箇を掲ぐるものとせり。以上のごとく本條第一項に規定せられたる長さ百五十尺未滿の船舶ご、本項に規定せられたる長さ百五十尺以上の船舶ごの白燈はいづれが如何に異なりやご云ふに未滿のものは、唯一箇にして二十尺以下の高きに掲げ、以上のものは、二十尺以上四十尺以下の所に掲げ、且つ船尾に同一の燈一箇を増掲するの別あるのみ。第四項は、本條船舶の長さに就いての規定なり。抑も船舶の長さとは、何に依りて定めしものを云ふや、是は船籍證書に明記せられたる長さを云ふものなり。故に極端にこれを論ずるときは、假令實際に於ける長さが二百五十尺ありとするも、船籍證書には、二百尺とあらんに

は、二百尺を以て本條規定の掲燈をなせば可なり。船籍證書とは、船舶の籍が、帝國に在りて、帝國政府所定の検査を受けて交附せられたるものにして、此の證書には、其の船舶に關する諸種の事項を記載したるものにして、長さのごときも亦記載せらるゝものあれば、之れを以て、本條規定の長さとなすべきものとす。

第四項、船舶の通路又は其の近傍に於いて、乗り揚げたるところの船舶は、本條に規定せる白燈の外に、尙ほ二箇の紅燈を掲ぐべし。本條規定の白燈とは、長さ百五十尺未満の船舶の前方の最も見え易くして、且つ船體上二十尺以下の所に白燈一箇を掲ぐるなり。又長さ百五十尺以上の船舶は、前方最も見えやすくして、船體上二十尺以上、四十尺以下の所に白燈一箇を掲げ、尙ほ船尾若くは其の附近に於いて、前方の燈より少なくとも十五尺下方に同種の白燈一箇を増掲すること是

れなり。

又紅燈二箇は、上下に少なくとも六尺を隔て、連掲すべきものにして、周回少なくとも二海里の距離より見込やすきものたるを要するなり。されば、之れを如何なる所に掲ぐるやと云ふに、前橋若くは其の前面に於いて、又は前橋を備へざるものあるときは、本船の前方に於いて、船體上二十尺より低からざる所に掲ぐるものとす。若し其の船幅が、二十尺を超ゆるものなるときは、其の船幅よりも低からざる所に掲ぐべし。然れども船體上四十尺以上の所に掲ぐるに及ばず、其の高く掲ぐるは却て危険の虞なしとせざればなり。

## 第十二條

各船他船ノ注意ヲ喚起スル爲メ必要ナリトスルトキハ本法ニ規定シタル船燈ノ外尙閃火ヲ



發シ或ハ難船信號ト混同セザル爆裂信號ヲ發スルヲ得

〔解〕 本條は各船が他船の注意を喚起するが爲め必要なりとする場合に於ける方法を規定したるものなり、凡そ船舶は燈光を用ひて、衝突を豫防するに必要なる規定を設けられしかば、之れに依りて、其の目的を達すること難からずといへども、霧中、降雪、其の他暴風雨等の際に於いては、或ひは其の効果の甚だ薄弱とありて、左までの功を奏せざることもあるべし。是に於いてか、種々の信號を規定せられたり、故に各船舶は、他船の注意を喚起せんがために、本法に規定せられたる所の船燈を掲ぐるは勿論なりといへども、尙ほ右等の場合に於いて必要なりとするときは、船燈の外、閃火を發し、或ひは難船信號と混同せざる様深く注意して、爆裂信號を發することを得るものとす。

難船信號は、本法第三十一條に明定せられたれば、其の條下に於いて之れが解釋をなすこととすべし。

**第十三條** 本法船燈ノ規定ハ二艘以上ノ軍艦又ハ軍艦ニ護送セラル、船舶ニ増掲スル列位燈及信號燈ニ關シ各國政府ニ於テ特ニ制定シタル規則ノ施行ヲ妨ゲズ又船舶所有主ニ於テ其ノ國政府ノ許可ヲ受ケ登簿公告ノ手續ヲ經テ使用スル識別信號ノ使用ヲ妨ゲズ

〔解〕 本條は、本法に規定したるものは、特に制定したる各國政府の規則を施行するに就いて、何等之れを妨ぐることをあしこの規定なり。即ち二艘以上の軍艦又は軍艦に護送せらるる船舶に増掲することこ

ろの列位燈及び信號燈については、各國政府が特に制定したる規則あるものは、其の施行をなすべきことを妨げざるあり、故に假令本法と牴觸する條項の規定ありといへども、此の規定に關するごとく、其の制定したる所の規則を行ふて差支なし、又船舶の所有主に於いて、其の所有主の國の政府の許可を受け、且つ登簿公告の手續をなして、私に使用する識別信號のごときも亦其の如何に拘はらず、之れを使用して差支なしと規定せられたり。本條後段の識別信號なるものゝ使用上妨げなきに就いては必ずや之れに伴ふところの條件なかるべからず、其の條件とは他なし。政府の許可を受け、登簿公告の手續を経たるものからざるべからざること、即ち是れなり。故に政府の許可を受くることなく、且つ登簿公告の手續を経ざるものにおいて、其の識別信號は、之れを使用することを得ざるものとす。

## 第十四條

汽船晝間二帆ノミヲ以テ運轉スルモ其ノ煙突ヲ引下ゲザルトキハ前方ノ最モ見得易キ所ニ直徑二尺ノ黒球又ハ黒色形象一箇ヲ掲グベシ

〔解〕本條は、汽船が晝間帆のみを以て運轉する場合の信號を規定せられたるものなり。凡そ汽船が晝間に於いて單に帆のみによりて、汽力を借らずして運轉するときは、多くは煙突を引下ぐるものなれども、若し其のまゝにして引下げざるものなるときは、前方の最も見得やすき所に直徑二尺ある黒球又は黒色の形象をかしたるもの一箇を掲げ置くものとす。然れども煙突を引下げて運轉するときは、此の黒球又は黒色の形象を掲ぐることを要せざるや勿論なりとす。

### 霧 中 信 號

〔解〕 霧中信號とは、霧の海上を蔽ひて、四顧濛々として咫尺を辨ずべからざるが如き場合に使用するものにして此の場合に於いては、夜間は、勿論、晝間といへども白濛々として恰も白煙の中に包まれたるの感あるべし。如何に明煌々たる燈光といへども、爲めに其の光輝を發すること能はず、否、發せざるにあらずといへども、之れを見ること能はざるあり、されば、此の場合に於いて航行する船舶は、一定の信號をなして、互に其の所在を知らしむるにあらざれば、衝突の悲運に遭遇するの慘事を見るに至るべし。是れ本法に於いて、特に霧中信號の規定を設けられたる所以なり。以下第十五條は、此の信號に關する規定なり。逐次條下に之れを解釋すべし。

### 第十五條 航行中ノ船舶ニ關シ本條ニ規定シタル信號ヲ爲スニハ左ノ信號器ヲ用ウベシ

汽船ハ汽笛若クハ汽角

帆船及他船ニ引カレテ運行スル船舶ハ霧中號角  
本條中長聲トハ四秒乃至六秒時間ノ發聲ヲ謂フ  
汽船ハ汽力其ノ他之ニ代用スベキモノニ依リ發聲  
スル適當ノ汽笛若クハ汽角ヲ音響ノ妨害物ナキ所  
ニ裝置シ且號鐘及機關ノ作用ニ依リ發聲スル適當  
ノ霧中號角ヲ備フベシ又總積量二十噸以上ノ帆船  
ハ汽船同様ノ號鐘及霧中號角ヲ備フベシ

霧中降雪其ノ他暴雨中ハ晝夜ノ別ナク左ノ各項ニ規定シタル信號ヲ爲スベシ

- 一 汽船航行中ハ二分時ヨリ多カラザル間隙ヲ以テ長聲ヲ一發スベシ
- 二 汽船航行中運轉ヲ止メテ速力ヲ有タザルトキハ二分時ヨリ多カラザル間隙ヲ以テ長聲ヲ二發スベシ但シ其ノ二發ノ間隙ハ大約一秒時タルヲ要ス
- 三 帆船航行中ハ一分時ヨリ多カラザル間隙ヲ以テ右舷開ナレバ一聲ヲ發シ左舷開ナレバ二聲ヲ

連發シ船ノ正横後ニ風ヲ受ケタルトキハ三聲ヲ連發スベシ

- 四 船舶碇泊中ハ一分時ヨリ多カラザル間隙ヲ以テ大約五秒時間劇シク號鐘ヲ鳴ラスベシ

- 五 船舶普通ノ碇泊場外又ハ航行中ノ船舶ニ障礙ヲ及ボス虞アル場所ニ碇泊シタルトキハ汽船ナレバ汽笛若クハ汽角ヲ用キ二分時ヨリ多カラザル間隙ヲ以テ長聲ヲ二發シ直チニ號鐘ヲ鳴ラスベシ又帆船ナレバ霧中號角ヲ用キ一分時ヨリ多カラザル間隙ヲ以テ二聲ヲ發シ直ニ號鐘ヲ鳴ラ

スベシ

六 他船ヲ引キテ運行スル船舶ハ本條第一項及第三項ニ規定シタル信號ノ代リニ二分時ヨリ多カラザル間隙ヲ以テ三聲ヲ連發シ即チ長聲ヲ一發シタル後直ニ短聲ヲ二發スベシ又他船ニ引カレテ運般スル船舶モ此ノ信號ヲナスハ妨ナシト雖他ノ信號ヲナスベカラズ

七 航路ニ餘地アリテ他船ノ航過スルニ障礙ナキコトヲ他船ニ通知セントスル汽船ハ短長短ノ三聲ヲ連發スルヲ得但シ此ノ三聲ノ間隙ハ大約一

秒時タルヲ要ス

八 海底電信線ノ布設若クハ引揚ニ從事スル船舶近寄り來ル他船ノ霧中信號ヲ聞キタルトキハ三長聲ヲ連發シテ之ニ應ズベシ

九 船舶航行中運轉自由ヲ得ズシテ近寄り來ル他船ノ航路ヲ避ケ能ハザルカ又ハ本法ニ遵テ運轉シ能ハザルトキニ際シ近寄り來ル他船ノ霧中信號ヲ聞キタルトキハ四短聲ヲ連發シテ之ニ應ズベシ

總積量二十噸未滿ノ帆船ハ必ズシモ前數項ニ規定

シタル信號ヲナスヲ要セズ然レドモ其ノ信號ヲナ  
サバルトキハ一分時ヨリ多カラザル間際ヲ以テ適  
宜他ノ音響信號ヲ爲スベシ

〔解〕 本條は航行中の船舶に關して霧中信號をなす信號器及び信  
號の方法等に關して規定せられたるものなり。即ち航行しつゝある  
ところの船舶に關し、此の第十五條に規定したる信號をなすには、如  
何なる器械を用ふべきやと云ふに、汽船と帆船とに依りて異なり。即  
ち左に之れを擧ぐるごとくせん。

(イ) 汽船の霧中信號をなすには、汽笛に依るか、又は汽角を用ふること  
とす。

(ロ) 帆船及び他船に引かれて運行するところの船舶は、霧中號角を用

ひて、之れが信號をなすべきものとす。

此の第十五條中に規定せられたる長聲と云へるは、四秒乃至六秒時  
間内に續きて發する音響を云ふなり。

汽船に備へ置くべき霧中の信號器は如何なるものありやと云ふに、  
是は、汽力其他、汽力の代用となるべきものに因りて、音響を發する  
適當なる汽笛又は汽角をば、音響の妨害物なき場所に裝置し、尙ほ且  
つ號鐘及び機關の作用に依りて、發聲する適當なる霧中號角を備へ  
置くことを要す。又總積量二十噸以上の帆船に於いては、汽船と同様  
の號鐘及び霧中號角を備へ置くべきものとす。

霧中、降雪其他、暴風雨のごとき場合に際しては、晝夜の別なく、信號  
をなすべきものとす。此の信號は、汽船、帆船の別、碇泊、航行中等の差別  
に依りて、各これを異にするものなれば、左に列記するがごとく九項

に分れたり。逐次之れを解釋することゝすべし。

一 汽船の航行中にありては、二分時より多からざる間隙を置きて、長聲を一發するものとす。即ち右の時間の間隙を置きて、其の間隙ごとに、一發の長聲を發するものとす。換言すれば、二分時ごとに長聲を發するがごとくするものとす。さて、本項に航行中とあるが、若し航路に於いて、運轉の不可能なるにあらずして、汽船自ら運轉を止めて、海洋中に漂ふがごとき場合も、亦航行中に屬するものなれば、航行中と云ひ得べきが如しといへども、否らず。本項の航行中とは、頗る狹義に解する方穩當あるが如し。何となれば、次項に、汽船航行中、運轉を止めて、速力を有たざるごときとありて、其の信號を異にせり。されば航行中とは、速力の遲速に拘はらず、汽船の進行しつゝあることゝ解して可あるべし。

二 本項は、汽船の航行中に於いて、其の運轉を中止したる場合に於ける信號を規定せられたるものなり。即ち汽船が、此の港灣を發して、某の港灣に航達せんとして、其の航路を進行しつゝありしが、運轉を止めて、速力を有たざるものなるごときは、二分時以内の間隙を置きて、二發の長聲をなすことゝすべし。然らば、此の二發の間隙即ち第一發と第二發との間は、幾秒時を要するやと云ふに、大約一秒時ぐらゐにして宜しかるべし。

さて、本項に、運轉を止めて速力を有たざるごときとあるが、是は天然又は人爲に出づるの別なく、運轉を止むることなりや、例へば天候のために船舶が、運行の自由を失ひたるが如きも、此の中に包含せらるゝや如何と云ふに、是は包含せられざるものなり。何とあれば、運轉を止めて、ごあるは、船舶が自から止まるにあらずして自ら止

めたるものなればなり。故に天候のめたに阻止せしめられたるが如きは、之れに包含せられざるものと謂ふべし。

三 本項は、帆船の航行中に於ける信號を規定せられたるものなり。帆船の航行しつゝある間に於いては、一分時以内の間隙を置きて、信號を發すべきものにして、右舷開、左舷開又は船の正横後に風を受けたるとききの三様の區別によりて、各々之れを異にするものなり。即ち船が右舷開なるときは、一聲を發し、左舷開なるときは、二聲を連發し、又船の正横後に風を受けたるときは、三聲を連發するものとす。

以上のごとくあるときは、右舷開は、唯一聲を發するのみなれば、規定に従つて之れを發すといへども、若し他船に於いて、之れを知らざるものゝごとくあるときは、如何再び一聲を發するやと云ふに、

法文の上より見るときは、唯一聲を發するのみにて足れりとする。假令其の場合の如何に危険に迫ることありといへども、二聲を發すべからざるなり。假令連發にあらずといへども、二聲を發するは、蓋し危険の眼前に迫りし場合なれば、狼狽の餘り、或ひは之れを連發せざるにもあらずるべし。斯くの如くなるときは、左舷開に誤らるゝの恐あるべし。故に如何なる場合に際しても、單に一聲を發すること勿論ありとす。又二聲を連發し、云々あるは、一聲を發するや否や、之れに續きて、直ちに復た一聲を發するものにして、換言するときは、つゞけ様に二聲を發するものあり、三聲を連發すると云ふも、唯、其の發聲の度の相重なるの相違あるのみ。

四 本項は、碇泊船の霧中信號を規定せられたるものなり。即ち船舶は、其の種類の如何と、大小とに拘はらず、碇泊中に於いては、一分時



以内の間隙を置きて、大約五秒時の間劇しく號鐘を鳴らすべし。劇しく號鐘を鳴らすとは、號鐘を亂打して鳴らすことを云ふ。

五 本項は、普通の碇泊場外又は航行中の船舶に障礙を與ふるの虞ある場所に船舶の碇泊せる場合に於ける霧中信號を規定せられたるものあり、凡そ船舶は、碇泊するには、必ず港灣に入りて、所定せられたる所に投錨するは、通常のことなりとす。然れども、或る場合に於いては、碇泊場外に碇泊することあきにしもあらず。故に斯くの如く、碇泊場外に碇泊したる場合、又は航行中に於ける船舶に障礙を及ぼすべき恐ある場所に碇泊したるときは、如何なる信號をなすべきやといふに、汽船にありては、汽笛又は汽角を用ひて、二分時以内の間隙を置きて、長聲を二發すべく、之れに引續きて、直に號鐘を鳴らすべきものとす。而して其の號鐘を鳴らすは、一回なりや、

又幾回にても鳴らすべきや、是は唯、長聲二發に次いで、唯一回これを鳴らすのみにて可なりとす。換言せば、二分時以内ごとに長聲二發、之れに次いで、直ちに、一回號鐘を鳴らして可なるものなり。又帆船にありては、霧中號角を用ひて、一分時以内の間隙を置きて、二聲を發し、之れに次いで、直に號鐘を鳴らすこと、前の汽船の場合に於けると、毫も異ならざるものとす。

六 本項は、他船を引きて運航し、又他船に引かれて運航する船舶の霧中信號を規定せられたる條項なり。他船を引きて、運航するところの船舶は、汽船にありては、二分時より多からざる間隙を以て、長聲を一發するものあり、又帆船にありては、一分時より多からざる間隙を以て、右舷開なれば一聲を發し、左舷開なれば二聲を連發し、船の正横後に風を受けたるときは、三聲を連發するものなり。然れ

ども是等に代ふるに、二分時より多からざる間隙を以て、三聲を連發し、以て之れが信號をなすべきものとす。而して此の三聲は、先づ長聲を一發し、之に次ぎて直ちに短聲を二發すべきものとす。又他船に引かれて運航する船舶も、此の信號をあして差支なしといへども、決して其の他の信號をなすべからざることとせり。

七 航路の餘地に於いて、他の船舶をして通過せしめんとする場合に於ける信號のことを規定せられたるもの、即ち本項に於ける主眼なり。船舶の航行すべき通路に餘地ありて、他船の此の通路を行過するに何等の障礙なきことを他船に向つて通知せんとするには、汽船にありては、初めに短聲を一發し、次で直ちに長聲一發、それより又短聲一發すべく、其の間隙は、僅に之れあるのみにて可なり。是れ此の短長短の三聲を連發するものなればなり。然れども等し

く連發すとは云へ、其の三聲の間隙は、幾許時にして可なりや、と云ふに、大約一秒時にして可なるべし。否、一秒時たることを要するものなり。若し之れより短きときは、殆ど相連続して一聲のごとくに聞ゆるに至るべければなり。若し之れに反して一秒時を過ぐることは、久しき後に於いてするときは、連發するにあらざるものゝ如く聞ゆるに至るべければなり。

八 本項は海底電信線の布設又は引揚に従事する船舶の信號に就いて規定せられたるものなり。即ち海底電信線を布設し又は引揚に従事する船舶が、他船の將に近寄り來らんとする霧中信號を聞きたるときは、三長聲を連發して、其の信號を聞きたる旨を答ふべし。若し此の應答をなさざるときは、假令他船より衝突せらるゝといへども、法律上其の責を免るべからざるなり。

九 本項は、船舶航行中、自由を得ずして近寄り來る船舶に對してなすべき信號のことを規定せられたるものなり。即ち船舶が航海をなしつゝありしが、其の事故の天災たるを將た人爲たるとの別なく、運轉の自由を得ずして漂ひ居れるとき、近寄り來るところの他船の航路を避くること能はざるか、又は本法に遵ひて運轉し能はざることに際して、近寄り來るところの他船の霧中信號を聞きたるときは、短聲四つを連發して、之れが信號に應ずべきものとす。而して此の四短聲は、幾回にても之れを連發すること勿論なりとす。

本條の末項なる本項は、總積量二十噸未満の帆船のなすべき信號に就ひての規定なり。即ち總積量二十噸未満の帆船にありては、本條に定めたるところの數種の霧中信號は、必ずしも之れをあすことを要せざるなり。故に之れをなさざるも、敢て妨なきものとす。然れども何等かの方法を用ひて、之れが信號をなさざるときは、衝突の虞あるを免れざるを以て、若し本條規定の信號をなさざるときは、一分時以内の間隙を置きて、適宜他の音響を以て、之れが信號をなすべきものとす。

### 霧中速力

〔解〕 凡そ船舶は、天候に故障なく、遠く展望をなすに障礙なきときは、汽關の許す限り快速に航走するも、差支へなしといへども、若し霧中、降雪又は暴雨中のときは、動もすれば咫尺を辨せざるを以て、此の場合に於いて、速力を早めて航走するは極めて危険ありと謂ふべし。常に船舶の相衝突するのみならず、坐礁擱岸等のごとき不幸に陥

るの虞なきを保せず。斯くのごとく謂ふときは、羅鍼盤に依りて、針路を定むるものなれば、坐礁、擱岸等のごときは、海圖に照して進航するときは、決して斯くのごとき憂なからんと論ずるものも之れあるべしといへども、是は一を知て、未だ其の二を知らざる論者の言のみ。成程針路は羅針盤に依りて求むべく、之れを海圖に照査して進むときは坐礁、擱岸等の憂なきが如しといへども、風雪の甚だしき、波浪、狂湧、殆ど進退に窮することあるべし。又假令右等のごとく劇甚ならずといへども、濛氣の甚だしき場合に於いては、獨り展望に不便なるのみならず、咫尺を辨ずべからざるに至るべければ、往々衝突、坐礁等の不幸に遭遇するを免れず、故に霧中を進航するには、其の速力を緩め、徐々に進航するときは、假令衝突の不幸に遭遇すといへども、其の損害や、時に或ひは大ならざることあるべし、是れ霧中速力に就いて、本法

特に之れを規定したる所以なるべし。第十六條即ち是れなり。

### 第十六條 霧中降雪其ノ他暴雨中ハ各船現時ノ狀況

ニ注意シ適度ノ速力ヲ以テ進行スベシ

汽船其ノ正横ヨリ前面ニ方リテ他船ノ霧中信號ヲ聞キ其ノ所在ヲ定メ得ザルトキハ成ルベク機關ノ運轉ヲ止メ全ク衝突ノ虞ナキニ至ルマデ其ノ運航ニ注意スベシ

〔解〕 本條は霧中、降雪等の場合に於ける船舶の速力に就いて規定せられたる所なり。霧中速力に就いては、前既に之れを解きたれば、之れを略し、唯、本條に就いてのみ之れを解かんとす。即ち霧中降雪、其の他暴雨中にありては、航行しつゝある船舶は、其の時の狀況に應じて

細心の注意をなし、其の速力を適度にして進行すべきことを規定せられたり。

本條第二項に於いては、他船の霧中信號を聞きて、之れに應答して進行すべき場合を規定せられたるものなり。即ち汽船が、其の正横より前面に方りて、他船の霧中信號を聞くといへども、其の所在のいづれの場所なりやと云ふことを知る能はざることあるべし。此の場合に於いては、成るべく機關の運轉を止めて、全く衝突の虞なきに至りたるべき、航行を繼續すべきものと規定せられたり。若し否らずして、衝突の虞なかるべしと思ひて、航行を繼續するも、元來其の所在を確に知ること能はざるものあれば、航行を繼續するときは、何時如何なる場所に於いて衝突するや、實に測られざるものなり。故に其の豫防として、本條の規定ある所以なり。

航 力

衝突ノ危険ハ其ノ現況ニ依リ我船ニ近寄り來ル他船ノ方位ヲ看守シテ之ヲ豫知スルヲ得若其ノ方位慥ニ變更スルヲ認メザルトキハ危険アルモノト知ルベシ。

〔解〕 本條は、衝突の危険を豫知する上に就いて規定せられたる條項なり。即ち衝突するところの危険なることは其の現時の状態に依りて、略之れを豫知することを得るものあり。されば、如何にして之れを豫知し得べきやと云ふに、我が船に近寄り來るところの他船は、如何なる方位を以て進行し來るか、之れを看守するに深き注意を以てするときは、決して衝突の危険に遭遇するものにあらざるなり。若し

其の方位が、慥に變更することを認めざる時は、早既に危険に迫りつゝあるものと認むることを得るなり、何となれば、初めには互に向ひて進行するものなれば、衝突を避けんとするには、必ず其の方位を變更せざるべからず。然るに變更せずして初めのごとく航行し來るを以て、蓋し衝突せざるべからざるの運命に陥るべきは、自から明瞭なるべければなり。

第十七條

二艘ノ帆船互ニ近寄りテ衝突ノ虞アルト

- キハ其ノ一船ヨリ左ノ如ク他船ノ航路ヲ避クベシ
- 一 一杯ニ開カザル船ハ一杯ニ開キタル船ノ航路ヲ避クベシ
- 二 左舷ニ一杯ニ開キタル船ハ右舷ニ一杯ニ開キ

タル船ノ航路ヲ避クベシ

- 三 一杯ニ開カザル二艘ノ船、風ヲ受クル舷同ジカラザルトキハ左舷ニ風ヲ受ケタル船ヨリ他船ノ航路ヲ避クベシ

- 四 一杯ニ開カザル二艘ノ船、風ヲ受クル舷同ジキトキハ風上ノ船ヨリ風下ノ船ノ航路ヲ避クベシ
- 五 船尾ヨリ風ヲ受ケタル船ハ他船ノ航路ヲ避クベシ

〔解〕 本條は、二艘の帆船互に相近寄りて衝突の虞あるときは、之れを如何に避くべきやに就いて、規定せられたる條項ありとす。即ち互

に相近寄りたる二艘の帆船が、如何にして衝突せんとするを避くるやと云ふに、其の一船より他船の航路を避くること左の如くなすべし。而して我れより避くるか、彼れより避くるか、是は其の場合に依りて、各々相異なるものなれば、左に列擧する方法、順序に従ひて、之れを避くることとすべし。

一 一杯に開かざる船は、一杯に開きたる船の航路を避くることとすべし。凡そ一杯に開きたる船は、其の進行迅速にして咄嗟の場合に於いては、到底他船を避くること能はざるやも測り難からん。之れに反して、一杯に開かざる船にありては、之れが針路を變ずること、一杯に開きたる船よりも容易なるものあるを以て、斯くのごとく規定せられたる所以なるべし。

二 左舷に一杯に開きて、航行しつゝある船は、右舷に一杯に開きたる船の航路を避くることと規定せられたり。是れ其の避くるに困難ならざる船より、之れを避くべきものなることを規定せられたる所以なるべし。

三 一杯に開かざる二艘の船が、風を受くる舷の同じからざる時、例へば我が船は、左舷に風を受くるといへども、彼の船は、右舷に風を避くるものなるときは、左舷に風を受けたる船即ち此の例に於ける我が船より彼の船の航路を避くることと規定せられたり。

四 本項の規定は前項と相反したる場合に應用せらるべきものなり。前項は、二艘の船が、いづれも一杯に開かずして、風を受くる舷の相同じからざる場合に處する規定なれども、本項は、一杯に開かざる二艘の船が、風を受くる舷の相同じきときは、風上に在る船より風下にある船の航路を避くることとすべし。元來風下にある船は、

帆の操縦に困難を感じ、且つ容易に其の航路を變轉すること能はずといへども、風上に在る船は後方より風を受くるを以て、帆の操縦によりては、自在に針路を變ずることを得るものなり。是れ本項に於いて風上の船より風下の船の航路を避くべしと規定せられたる所以なるべし。

五 船尾より風を受けたる船が、進行力の速なるのみならず、咄嗟の間に其の針路を變轉し得るを以て、此の船より他船の航路を避くることを規定せられたり。

第十八條 二艘ノ汽船正シク眞向又ハ幾ンド眞向ニ行逢フテ衝突ノ虞アルトキハ兩船トモ鍼路ヲ右舷ニ轉ジ互ニ他船ノ左舷ノ方ヲ行過スベシ

本條ハ兩船正シク眞向又ハ幾ンド眞向ニ行逢フテ衝突ノ虞アルトキニ限り適用スベシ兩船各其ノ鍼路ヲ保チテ互ニ替リ行クトキハ適用スベカラズ本條ヲ應用スベキ場合ハ兩船共ニ正シク眞向又ハ幾ンド眞向ニ行逢ヒタルトキ即チ晝間ニアリテハ我船ノ檣ト他船ノ檣ト一直線又ハ幾ンド一直線ニ見ユルトキ夜間ニアリテハ互ニ他船ノ兩舷燈ヲ見ルトキニ限ルベシ  
本條ハ晝間他船ノ我鍼路ヲ横切リテ我船ノ前面ニ見ユルトキ又ハ夜間我船ノ紅燈他船ノ紅燈ニ對シ



或ハ我船ノ綠燈他船ノ綠燈ニ對スルトキ又ハ我船ノ前面ニ綠燈ヲ見ズシテ紅燈ヲ見或ハ紅燈ヲ見ズシテ綠燈ヲ見ルトキ又ハ綠紅ノ兩燈ヲ我船ノ前面ヨリ他ノ位置ニ見ルトキハ適用スベカラズ

〔解〕 本條は、二艘の汽船の眞向又は幾んど眞向に行逢はんとして衝突の虞ある場合に於いて、適用せらるべき規定なり。而して四項より成れるものなれば、左に項目を分つて解釋すべし。

第一項は、二艘の汽船が、雙方より眞向に進行し來るか、又は幾んど眞向に行逢ふて、衝突の虞あるときは、兩船ともに、其の針路を右舷に轉向し、互に他船の左舷の方を行き過ぐる様になすべし。即ち兩船の船首の眞正面に相向ひながら、進行を續くるときは、自から衝突するは、

誠に見易き道理にあらずや。故に此の場合に於いて、兩船ともに、其の船首を右に向けて變轉するときは、兩船の船首は左右に開くこととなりて、互に其の左舷を見つゝ行き過ぎて、衝突の虞を免るゝに至るべし。是れ特に本條の規定ある所以なり。

第二項は、本條を適用する場合と、適用すべからざる場合とを規定せられたるものなり。分明ならしめんが爲め、便宜之れを左に分ちて解説すべし。

(イ) 本條を適用すべき場合は、前項のごとく兩船正しく眞向又は幾んど眞向に行き逢ひて、衝突の恐あるときに限り、之れを適用せらるべきこととせり。故に否らざる場合に於いては、之れを適用すべからざるものとす。

(ロ) 本條を適用すべからざる場合は、兩船各々其の鍼路を變更するこ

となくして互に替り行くごきにあり。若し此の場合に於いても、尙ほ其の鍼路を變すべしとするがごときは謂れなきものとす。是れ針路を變せざるも、少しも衝突の虞之れなければなり。

第三項は本條を應用すべき場合の晝夜の區別に依りて、其の目標等を規定せられたるものなり。即ち兩船ともに正しく眞向又は幾んど眞向に行き逢ひたるごきに限るものにして、晝夜の別に依りて、其の目標に區別あり。即ち左に分説すべし。

(い) 晝間にありては、我が船の檣と他船の檣とは、一直線又は幾んど一直線に見ゆるごきにあり。即ち兩船が、一直線となりて相會するごきは、其の檣も亦、自から一直線とあるものなれば、互に其の鍼路を變せずして、航行を繼續するごきは、衝突を惹起すること勿論あり。故に此の場合に於いては、本條の規定を應用して、互に其の鍼路を

右舷に轉じて、以て衝突を避けつゝ行き過すべし。

(ろ) 又夜間にありては、互に他船の兩舷燈を見るごときは、前のごとく避けつゝ行き過すべし。抑も左右の兩舷燈は、兩船が互に眞向又は幾んど眞向になりし場合にあらざれば、いづれも同時に之れを見るべからざるものなり。然るに今互に其の兩舷燈を見るごきを得るに至りては、眞向又は幾んど眞向になりしを證するものと謂ふべし。然るに尙ほ其の航行を繼續するごきは、衝突するに至るや、論なし。是れ本條を應用して、兩船ともに右舷に轉じ、左舷の方を行き過ぐべきの規定を設けられたるものなり。

第四項は本條の規定を適用すべからざる場合を列記して規定せられたるものあり。即ち左のごとし。

(い) 晝間に於いて、他船が、我が鍼路を横切りて、我が船の前面に見ゆる

とき。若し此の場合にありて、本條規定のごとく、右舷に轉ずるの必要なかるべし。是れ適用すべからずと規定したる所以なり。

(ろ) 夜間にありて、我が船の紅燈が他船の紅燈に對し、又は我が船の綠燈が、他船の綠燈に對するときは、本條の規定を適用すべからず。右前者の場合にありては、我が左舷と他船の左舷と相對するとき、又後者の場合にありては、我が右舷と他船の右舷と相對するときをいふ。

(は) 我が船の前面に綠燈を見ることなくして、紅燈を見、或ひは紅燈を見ることなくして、綠燈を見るときは、本條の規定を適用すべからず。

(に) 綠燈、紅燈を我が船の前面より他の位置に認むるときは、本條の規定を適用すべからず。

以上列擧したるところのものは別に詳解せざるも自から明瞭なるべしと思はるれば之れを略す。

### 第十九條 二艘ノ汽船互ニ航路ヲ横切り衝突ノ虞アリタルトキハ他船ヲ右舷ニ見ル船ヨリ他船ノ航路ヲ避クベシ

〔解〕 本條は、二艘の汽船が互に航路を横切りて、衝突の恐ありたる場合に處する豫防法を規定せられたる者なり。即ち二艘の汽船が相互に航路を横切りて衝突せんとする恐ありたるときは、いづれの方の船より、如何にして之れを避くるやと云ふに、此の場合に於いては、他の船を右舷に見る船より、其の船の航路を避くるものとす。本條は、特に汽船とあるを以て帆船に適用すべからざること勿論なり。

第二十條 帆船ト汽船ト互ニ近寄り衝突ノ虞アルト

キハ汽船ヨリ帆船ノ航路ヲ避クベシ

〔解〕 本條は、汽船と帆船と互に衝突せんとするの恐あるに際し、其航路を避くべき方法を規定せられたる條項なり。即ち汽船と帆船と相近寄りて、衝突せんとするに至るときは、汽船より帆船の航路を避くるものとす。凡そ汽船と帆船といづれか其の船體の操縦に自在なりやと云ふに、汽船の快速に操縦し得べきものなることは、論を待たざるところのものなり。是れ本條に於いて、汽船より其の航路を避くべしと規定せられたる所以あるべし。

第二十一條 本法航方ニ依リ二船ノ内一船ヨリ他船

ノ航路ヲ避クルトキハ他船ニ於テ其ノ航路及速力

ヲ保ツベシ

〔解〕 本條は、他船が航路を避くるに際しては、我が船は、如何に航路を取るべきやを規定したる條項なり。此の法律に定められたる所の航法に依りて二船の内にて、一船が他船の航路を避くるときは、他船、即ち航路を避けざる船は、以前のまゝにて其の航路と速力とを保ちつゝ進行して可なり。若し否らずして二艘の船が、相近寄りて、衝突せんとする虞あるに依り、我が船は、之れを避けたるに、他の船も亦其の方に避くるが如きことありては、衝突するに至るやも測るべからず。故にいづれにても、一方の船が避くるときは、他の船は、之れを避くるに及ばず、初めのごとく進行して可ありとす。

第二十二條 本法航方ニ依リ他船ノ航路ヲ避クヘキ

船ハ成ルベク他船ノ前面ヲ横切ルベカラズ

〔解〕 本條は、本法航方によりて他船の航路を避くるに當り、其の前面を横切るべからざることを規定せられたるものあり。即ち此の法律の規定せる航法に依りて、他船の航路を避くべき船は、成るべく他船の前面を横切らざる様になすべし。さて、本條に成るべくとあるを以て、絶對に、この法の精神にあらす。法の精神は、畢竟するに衝突を避けしむるにあることなれば、止むことを得ざる場合に於いては、前面を横切るも可なり。然れども、先づ成し得らるべき猶豫あらんには、成るべく横切らざるを可とするは、本條規定の精神ならんと思はるゝなり。故に出來得ることならば、他船の前面を横切るべからざるものとすれば、則ち不可ならん。

第二十三條 本法航方ニ依リ他船ノ航路ヲ避クベキ

汽船ハ他船ニ近寄リタルトキ時宜ニ應ジテ速力ヲ  
緩メ若クハ運轉ヲ止メ又ハ後退スベシ

〔解〕 本條は、本法航方に依りて、他船の航路を避くべき汽船の處置に就いて之れを規定せられたる條項なり。此の法律に定められたる所の航法に従ひて、他船の航路を避くべき汽船は、他船に近寄りたるときに於いては、如何に進退して可なりやと云ふに、是は其の時宜に應じて、一概に定むべからずといへども、先づ速力を緩めて、其の船の進行を寛になし又は運轉を止めて進退することなく、或ひは危急に迫りて到底避くべからざるものと認むる時は、後退する等の手段方法をも盡さざるべからず。されば、是等は、如何なる場合に於いて行ふべきやと云ふに、是は素より斯くのごとき場合に於いてすべしとは、

欠

MISSING

て、之れを規定せられたる所以なり。

**第二項** 總て他船の左右兩舷が、正横後の二點以外、即ち夜間にありては、舷燈を認めがたき位置より、其の船を追越さんとする船舶は、之れを追越船となすべきものとす。故に其の後に至れば、兩船の位置の變更するは自から其の然るところなり。假令斯くのごとく如何に變更すといへども、其の追越船を以て此の法律に定められたる航路の横切船となさざるなり。故に、其の船は、他の船を全く追越し了るまでは、何處までも他船の航路を避けざるべからざることを規定せられたり。

**第三項** 本項は晝間にありて、他船を追越さんとする船舶に就いて規定せられたるものなり。即ち晝間にありて、他船を追越さんとする船舶にして、前項に記載したる方位の内、外のいづれなりやを辨知し

がたきときは、如何にするやと云ふに、此の場合に於いては、本船を以て、追越船と看做して、他の船の航路を避くべしと規定せられたり。

**第二十五條** 汽船狹隘ノ水道ニ於テ無難ニ通航シ得ルトキハ其ノ中流ノ右側即チ本船ノ右舷ニ當ル方ヲ航行スベシ

〔解〕 本條は、航路の狹隘なる水道に於いて航行し得る汽船に就いての規定なり。航路の狹隘なる水道のごときは、小形汽船なれば、之れを航過し得ること敢て難事にあらずといへども、大汽船は、非常に緻密なる注意を以て、徐行するにあらざれば、航過すること甚だ困難なり。故に、汽船が狹隘なる水道に於いて無難に通航し得るものあるときは、水道の中流に於ける右側を航行することとすべし、即ち其の航

欠

MISSING



ニ他船ノ通航スベキ線路ヲ妨グベカラズ

〔解〕 本條は航行中の帆船と漁業に従事する帆船との關係に就いての規定あり。即ち航行中に於ける帆船は網又は繩を用ひて漁業に従事なし居るところの帆船の航路を避くることとなすべし。然れども漁船といへども如何に漁業に従事すればとて他船の通航すべき線路を妨げざる様になさざるべからず。

第二十七條

本法ヲ履行スルニ當リ運航及ヒ衝突ニ

關シ百般ノ危険ニ注意スルハ勿論若シ危険切迫シテ本法ヲ履行シ能ハザル特殊ノ場合ニ於テハ其ノ危険ヲ避クル爲メ臨機ノ處置ヲ爲スコトニ注意スヘシ

〔解〕 本條は本法の履行上に於ける注意及び本法を履行すること能はざる危険切迫の場合に於ける處置に就いて之れを規定せられたるものなり。即ち本法に定められたる所の方法を履行するに當りて運航及び衝突に關してすべて百般の危険に注意するは勿論なり。といへども若し危険の切迫して到底本法の所定に従つて其の危険を避くること能はざる場合あるべし。若し此の場合に際會するときには其の危険を避くるがためには臨機の處置を施して可なり。假令危険を避くること能はざるにもせよ其の危険の程度を輕小ならしめざるべからざるが如きは船舶操縦者の平素宜しく心得置くべきことあり。

航路信號

欠

MISSING

(ろ) 我が船の鉞路を左舷に取るときは、短聲を二發すべし。  
(は) 我が船の全速力を以て後退するときは、短聲を三發すべし。

### 懈怠ノ責

〔解〕 本法には、衝突豫防に就いて種々之れを規定して履行すべきことを命ぜられしが、若し之れを履行することを怠るがごときことあるも、不問に附し置くときは、法をして空文に歸せしむるに至るべし。故に懈怠に依りて生じたる結果に就いては、其の責任の歸する處を明かにせざるべからず、即ち第二十九條を設けて、之れが責任者を定められたるものなり。

**第二十九條** 本法ハ點燈信號又ハ見張ノ怠リ其ノ他海員ノ常務又ハ臨機ノ處置ニ必要ナル注意ノ怠リ

ヨリ生ジタル結果ニ付船、船主、船長、海員ヲシテ其ノ責ヲ免レシメザルモノトス

〔解〕 本條は、各種の注意を怠りしより生ずる結果について、其の責を負はしむべきことを規定せられたる條項あり。本法は、船燈に點火し、又は信號の授受若くは見張の怠り、其の他海員が服し居れる所の常務、即ち平生の服務、又は、臨機の處置を怠るべからざる必要あるに拘はらず、之れを怠りたるが、之れより生じたる結果例へば船長が、海員に對して命令を誤りしがために船の衝突して、損害を生じたる場合などの如きは、船長に於いて、其の責を免るべからざるなり。故に其の結果の如何に依りては、船が責を負ふこともあるべく、又船主が、其の責を免れざることもあるべし。故に能く其の結果に至るまでの事實を審判して、之れが責任を負はしめらるるものとす。

欠

MISSING

晝間信號

- 一 大約一分間ノ間隙ヲ以テ一砲發ヲ爲ス
- 二 萬國船舶信號書ニ掲載スルN.C.ノ難船信號ヲ表示ス
- 三 方形旗ノ上又ハ下ニ球若クハ之ニ類似ノモノヲ掲グル遠隔信號ヲ表示ス
- 四 夜間信號ノ部ニ規定シタル榴彈或ハ火箭ヲ打揚グ
- 五 霧中信號器ヲ以テ間斷ナク音響ヲ發ス

夜間信號

- 一 大約一分時ノ間隙ヲ以テ一砲發ヲ爲ス
  - 二 船上ノ發焰(ター)桶油樽等ヲ燃燒スルノ類
  - 三 空中ニ高響及ビ星火ヲ發スル榴彈或ハ火箭ヲ一次一發ヅ、度々打揚グ
  - 四 霧中信號器ヲ以テ間斷ナク音響ヲ發ス
- 〔解〕 本條は、危難に罹りし船舶が救助を求むるとき用ふべき信號法を規定せられたるものなり。即ち危難に陥りて、進退の自由ならざる船舶が、他船又は陸地より救助を要するものなるときは、左記のごとき信號をば同時に發するか、又は別々に之れを使用すべし。

此の難船信號は、晝夜の別によりて異なれり。即ち晝間信號は左に列  
舉するがごとし。

- 一 大約一分時ごとに一砲發をなすものとす。
- 二 萬國船舶信號書に掲ぐるところの難船信號を表示すべし。此の  
信號はN Oの二字を現はすものとす。
- 三 方形旗の上又は下に、球又は球に類似せるものを掲ぐる遠隔信  
號を表示すべきものとす。元來船舶信號に用ふる旗は、すべて二十  
七旒ありといへども、方形旗十九旒なり。其の面積は、縦六「ヒート」  
、横八「ヒート」の割合を以て製作したるものなり。而して其の信號  
をささんとするには、何處に之れを掲揚すべきやと云ふに、主檣前  
檣又は後檣の頂上若くは「スパンカーガフ」の突端、其の他旗竿の  
ごとき、いづれも他船又は陸地より最も見えやすき場所ならざる

べからざるあり。

四 夜間信號の部に規定したるところの榴彈或ひは火箭を打ち揚  
ぐるものとす。

五 本法第十五條に規定したる霧中信號器を以て、間斷なく音響を  
發すべし。即ち汽笛、汽角、號角、號鐘等の類を用ひて音響を發するも  
のを云ふ。

以上掲ぐるところの諸項は、晝間に用ふるものなれども、夜間に於い  
ては、如何なる信號を用ふるや。是は、以下に列舉するがごとし。

- 一 晝間の信號と異なることなし。
- 二 船上に於いて、「タール」桶又は油樽のごとき類を燃焼して、火焰  
を立昇らしむべし。是は敢て是等の桶又は樽の類に限れるにあら  
ざることを勿論なり。故に其の種類の如何に拘はらず、發煙して遠方

より見ゆるものあれば、如何あるものを燃焼するも不可なし。

三 高く空中に於いて、大なる音響を發し、且つ之れと同時に星火を發する榴彈又は火箭をば一次一發づ度々之れを打ち揚ぐべきものとす。

四 霧中信號器を用ひて、間斷なく音響を發すること、晝間信號の第五に於けると異ならず、依りて略す。

### 附 則

(解) 附則とは、此の海上衝突豫防法に附屬せる規則と云へる意味なり、第三十二條乃至第三十四條即ち是れなり。各條下に之を解釋せん。

### 第三十二條

本法中船舶積量噸數ニ關シ日本形船ハ

十石ヲ以テ一噸ニ通算ス

(解) 本條は、日本形船の積石數を噸數に換算するに就いて、設けられたるところの規定あり。即ち本法中にあるところの船舶積量噸數に關しては、日本形船は、十石を以て一噸に通算するものとせられたり。故に例へば五百石積の日本形船ならば、五十噸とあるがごとし、其他之れに依りて類推すべし。

### 第三十三條

本法ハ明治二十六年一月一日ヨリ施行

ス

(解) 本條は、此の海上衝突豫防法なる法律の施行期日を定められたるものなり。即ち明治二十六年一月一日より施行すべしと規定せられたり、凡そ法律はいづれも其の施行期日を明定せらるるものな

り。若し此の期日を指定せられざるものなるときは、一定の期日に施行せらるゝものなり、一定の期日とは、何ぞや、是は、明治十九年、二月、勅令第一號公文式第十條に曰く、凡そ法律命令は官報を以て布告し、官報各府縣廳到達日數の後七日を以て、施行の期限となす。但し官報到達日數は、明治十六年五月二十六日第十四號布達に依る云々と。又第十一條に曰く、天災時變に依り、官報到達日數内に到達せざるときは、其の到達の翌日より起算すと。即ち施行期日を明定せられざるときは、すべて之れに依るものなり。

**第三十四條** 明治十三年(七月)第三十五號布告海上衝突豫防規則同十四年(五月)第三十三號布告同規則追加同十八年(八月)第二十七號布告同規則改正追加ハ

本法施行ノ日ヨリ廢止ス

〔解〕 本條は、本法を施行する日より、是等の規則を廢止すべきことを規定せられたるものにして、別に解釋を施すべき必要なかるべしと思はるゝを以て略す。

(終)



## 附 録

海上衝突豫防法は前既に逐條解釋をなしたれば、一讀以て其の如何を知悉するに難からざるべし。然れども、是は唯、法律の精神を註釋し且つ之れに伴ふ所の二三の例證を擧げたるに過ぎず。されば實際に於いて、船舶が斯くのごとくなりて、衝突の虞あるときは、如何にして之れを避け得らるか、おごの實例に就いて、左に海員諸子の講究に資せん。且つ解し易からしめんがために、問答體となせり。

### ○海上衝突豫防實例

問 東風に乗じて、南方に向ひて航行中、左舷『バウ』二點に紅燈を見る  
ときは、如何。

〔海上衝突豫防實例〕

答 通常にては、北北西より東までの間に在るべきものあること勿論なり。然れども東風なるの故を以て、先づ風位より六點を控除し、北北東までの四點間にあるものとして可あり。

問 兩帆船が互に航路を横切りて其の開きの相異なるものなるときは、いづれの帆船より避くべきものなりや。

答 此の場合に於いては、左舷開の船より避くるものとす。斯くのごとくにして、他船の航路を避くべし。

問 汽船が他の汽船の三色燈を正面に認むるときは、如何にすべきや。

答 我が船の針路を右舷に取るべし。

問 右舷正横前一點に紅燈を見るときは、如何になすべきや。

答 其のまゝ進行を繼續して可なり。是れ他船は順風または風上に位置するところのものなればなり。

問 兩舷燈を左舷正横に見るときは、如何にして可なりや。

答 此の場合に於いては、其のまゝ進行を繼續して可あり。是れ他船は上手回しのものあるを以てなり。是は、右舷詰開き帆船にありて云へるなり。

問 右舷詰開きの帆船が左舷正横に綠燈を見るときは如何にすべきや。

答 此の場合に於いては、之れを避くべし。是れ我が船は、風上に位置するを以ての故なり。

問 右舷詰開きの帆船が、右舷「バウ」に、紅燈を見るとき、及び左舷「バウ」

一點に綠燈を見るときは、如何にして可なりや。

答 右舷「バウ」に紅燈を見るときは、其のまゝ進行して可なり。又左舷「バウ」一點に綠燈を見るときは、是れ亦其のまゝ進行して可なり。是

れ他船は、左舷開きのものなればなり。

問 右舷開きの船、右舷『バウ』に兩舷燈を見るときは、如何にすべきや。

答 其のまゝ進行して可なり。是れ他船は、順風のものなればなり。

問 左舷詰開きの帆船、緑燈を左舷『バウ』に、紅燈を右舷『バウ』に見るときは、如何にすべきや。

答 此の場合に於いて、孰れの船を避け得べきやと云ふに、紅燈の船は、之れを避くべく、緑燈の船は、之れを避くるに及ばざるなり。

問 左舷詰開きの帆船、右舷真艦に兩舷燈を見るとき、右舷真艦に紅燈を見るときは、如何にすべきや。

答 右舷真艦に兩舷燈を見るときは、其のまゝ進行を繼續して可なり。是れ他船は、上手回しのものなればなり。又右舷真艦に紅燈を見るときは、我が船より之れを避くるものとす。

問 左舷詰開きの帆船、右舷『バウ』一點に紅燈を見るときは、如何にすべきや。

答 我が船は、左舷開きのものなるを以て、我れより之れを避くるものとす。

問 前項の帆船にして、左舷『バウ』に緑燈を見るときは、如何にあすべきや。

答 其の儘進行して可あり。

問 船尾より風を受くる帆船が、左の場合に於いては、如何にすべきや。

(い) 兩舷燈を正面に認むるとき。

(ろ) 右舷『バウ』に紅燈を認むるとき。

(は) 左舷『バウ』に緑燈を認むるとき。

(に) 緑燈を左舷『バウ』に、右舷『バウ』に見るとき。

答 左に之れを答ふべし。

(い) 此の場合に於いては我れより之れを避くるなり。

(ろ) 此の場合に於けるも亦前項と同じく我れより之れを避くべし。

(は) 是れ亦前項に同じ。

(に) 此の場合に於いては右舷に舵を操り緑燈なる船の船尾を通過し、更に左舷に舵を操りて、紅燈なる船の船尾を航過すべし斯くのごとくするときは、全く危険を避けつゝ兩船を避くることを得るものとなるべし。

問 船尾より風を受くる帆船にして、汽船の燈光を正面に認むるときは、如何にして避くべきや。

答 此の場合に於いては、専ら我が兩舷燈に注意して、其のまゝに進行するときは、衝突の危難を避け得らるゝものなり。

問 船尾より風を受くる船が、船尾に汽船の三燈を見るときは、如何にすべきや。

答 船尾燈を表示して其のまゝに進行して可なり。

問 風を右舷正横後一點に受くるとき、兩舷燈を正面に見るときは、如何にすべきや。

答 此の場合に於ける他船は左舷開きにして一點だけの自由を存するを以て、我が燈に注意しつゝ其のまゝ進行して可なり。

問 右舷正横より風を受くるところの帆船、左の場合に遭遇するときは如何にすべきや。

(い) 右舷正横に紅燈を見るとき。

(ろ) 左舷正横に緑燈を見るとき。

(は) 左舷『バウ』一點に緑燈を見るとき。

(に) 兩舷燈を船尾に見るとき。  
答 左に之れを答へて列擧せん。

(い) 此の場合に於いては此のまゝ進行して可なり。

(ろ) 此の場合に於いては、我れより之れを避くるものとする。

(は) 此の場合亦前項に同じ。

(に) 此の場合に於いては、此のまゝ進行して、船尾燈を表示して可なり。

問 帆船が、右舷『クォーター』より風を受くるとき、正面に紅燈を見る  
ときは、如何にすべきや。

答 我が船が、他船の航路を避くべし。

問 帆船が、右舷『クォーター』より風を受くるとき、右舷真艦に紅燈を  
見るときは、如何にすべきや。

答 其のまゝ進行して可なり。

問 右舷『クォーター』より風を受くる帆船が、紅燈を右舷『パウ』四點に  
見るときは、如何にすべきや。

答 其のまゝ進行して可なり、是れ他船は左舷開きなればなり。

問 右舷『クォーター』より風を受くる帆船が、綠燈を左舷『パウ』に見る  
ときは、如何にすべきや。

答 我が船は、他船の航路を避くべし。

問 右舷『パウ』一點に紅燈を認めし帆船は、此のとき左舷正横より風  
を受けつゝあり、如何にして避くるにや。

答 他船は、其のまゝ、航路を繼續して變更することなく、我れより適法  
に之れを避くるものとする。

問 左舷正横より風を受くる帆船が、右舷正横に兩舷燈を認むるとき  
は、如何に航路を避くるものなりや。

答 此の場合に於いては、我れより避くるに及ばず、其のまゝ進行して可なり。

問 左舷正横に緑燈を認めたる帆船が、此のとき左舷正横より風を受けつゝある場合に於いては、如何にすべきや。

答 其のまゝ進行して可なり。

問 左舷正横より風を受くる帆船が、汽船の三色燈を認むるときは、如何にあすべきものなりや、如何。

答 此の場合に於いては、其のまゝ進行して可なり。少しも之れを避くるの要なし。

問 帆船にして右舷開きの船は順風、左舷開きの船は詰開きなるときは、如何になすべきや。

答 順風なるときは、右舷開きの場合に於いても、他船の航路を避くる

ものとす。

問 汽船と帆船と相近寄りて衝突の虞あるときは、孰れの船舶より之れを避くべきや、如何。

答 此の場合に於いては、汽船が帆船の航路を避くること勿論なり。何となれば、汽船は、鍼路を變轉すること容易なるものなればなり。是は、唯、帆船に比べて謂ふのみ。

問 兩船相會したる場合に於いて、一船より其の航路を避くるときは、他船は、之れを如何にすべきや。

答 此の場合に於いては、其のまゝ進行を繼續して可なり。

問 兩帆船互に真向に相遭遇せんとするときは、如何なる處置を施して可なりや。

答 右舷開きの船にありては、風を正横後二點に相受くるに至るまで

は其のまゝ進行することを得ず。然れども、若し其れより後に於いて、風を受くるに至るときは、他船を避けざるべからざるものあり。何となれば此の時、他船は、左舷開きのものとなるを以てなり。

問 帆船が、汽船を追越さんとするときは、如何になすべきや。

答 此の場合に於いては、汽船の航路は、帆船より之れを避けざるべからざるあり。

問 汽船が、汽船の三色燈を正面に認むるときは如何にすべきや。

答 此の場合に於いては、右舷に我が、鐵路を取るべきものとす。

問 右舷に白燈、紅燈の二燈を認め、左舷に白燈、綠燈を見るときは、其の鐵路は如何に避け得るや。

答 白燈、紅燈の船は、之れを避くべしといへども、白燈、綠燈の船は、これを避くるに及ばざるものなり。

問 南西に他船の紅燈を認むるときは、其の船首の方向如何。

答 北東より南南東あり。

問 南南東に綠燈を認めたるに、俄然消失したりと云ふ。此の場合に於いては、如何になすべきや。

答 此の場合に於いては、北北西より南西までにあるは、先づ通常のことありといへども、其の燈光の俄然影を隠したるものなれば、蓋し南西に向ひしものゝ、更にそれより南の方に向つて船首を變じたるものと認識することを得るものあり。

問 他船の一燈を認むるとき、其の船舶は、いづれの方位に進行し居れるやを知る法ありや、有りとすれば、其の法如何。

答 其の舷燈を見たる方位の反對點より起算し、綠燈なれば左方へ十點、紅燈なれば右方へ十點の間に他船の進行するものとすれば、則ち

可あり。

問 綠燈を北に認むるときは如何。

答 南より東北東までなりとす。

問 兩帆船互に横切り、同舷方より風を受くるとき、又は其の一隻が船尾より風を受くるときは如何にすべきや。

答 此の場合に於いては、眞艦の船又は風上の船より他船の航路を避くるものとす。

問 汽船の白燈、紅燈を北に見るときは、如何にするや。

答 南より西北西までの間なり。

問 北少西に紅燈を認めたる後、其の燈光の俄に滅じ、若くは全然見るべからざるに至るときは、如何にすべきや。

答 西少北より、北方に到るものなり。

問 帆船の風を正横より受くるときは如何にすべきや。

答 我が船が、他船を避くるものなり。

問 他船の航路を避くべき船は、他船の孰れの方を通過すべきや。

答 此の場合に於いては、成るべく他船の船尾を航過することとなすべし。

問 右舷正横に風を受けて航行中、正面に兩舷燈を見るときは、如何にすべきや。

答 此の場合に於いては、他船は、右舷開きのものなるを以て、我が燈火に注意しつゝ、其のまゝ進行して可なりとす。

問 左舷二點「クォーター」より強風を受けて、帆船の順走するに際し、右舷「バウ」四分の一點に綠燈を見、且つ時々紅燈を認むるときは、如何にして可なりや。



答 此の場合に於いては我が船の舷燈に注意しつゝ其のまゝ進行して可なりとす。是れ他船は右舷開きを以て漂ひつゝ颯颯するが故に風上風下に昇降するを以ての故なればなり。

問 眞艦より風を受くる兩帆船ありて同一の速力を以て進行し兩船互に相接近するときは、いづれの船より之れを避くべきものなりや。

答 此の場合に於いては、舵を左舷に操縦し得る船より避くるものとす。

問 右舷詰開きにて、緑紅の兩舷燈を正面に見るときは、其の針路を如何にすべきや。

答 他船は、左舷開きに航するものなれば、我が燈に注意して、其のまゝ進行すべきものとす。

問 夜間に於いて、機關を損傷したる汽船第一に行ふべきは、如何なる

ことなりや。

答 此の場合に於いては、直ちに白燈を下し、之れに代ふるに、其の位置に紅燈二箇を掲ぐるものとす。

問 左舷『クォーター』二點より風を受け、紅燈を右舷『バウ』四點に見、それより左舷『バウ』四點に紅燈を見るときは、如何なる處置を取るべきや。

答 綠燈のものは、更に關係なきものとし、紅燈の船を避くるものとす。其の綠燈のものに關せざるは、順風のものなるを以ての故なり。

問 左舷『クォーター』より風を受くる帆船が、汽船の三燈を正面に認めれば如何になして可ありや。

答 他船は汽船なるを以て、我が船は其のまゝ進行して差支なし。

問 船尾より風を受くる帆船が、白燈、紅燈、綠燈を正面に見るときは、如

何になして可なりや。

答 此の場合に於いては、他船をして避けしむることなく、我れより適法にこれを避くるものとす。

問 船首に白燈の光を見るときは、如何なる船舶なりと認むるや。

答 汽船、水先船、漁船、碇泊船、燈臺あごの類なりと認めて可なり。

問 汽船帆を揚げて、正横前三點に風を受けて航行しつゝあるとき、紅緑の兩燈を見るときは、如何にして可なりや。

答 此の場合に於いては、我れより他船を避くるものとす。

(終)

明治三十九年七月二十日印刷  
明治三十九年七月廿三日發行

正價金五十錢

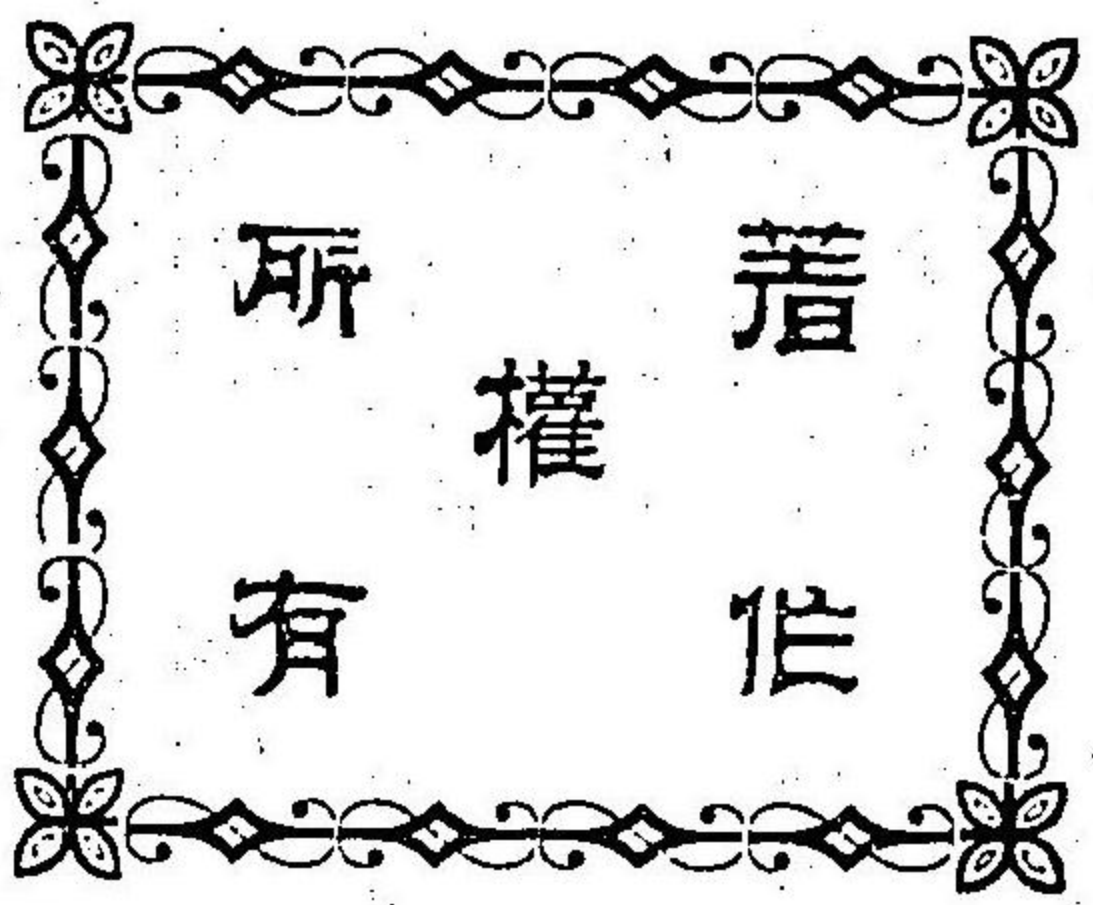
著作者 林 儀一郎

著作者 安 田 厚 三

發行者 東京京橋區南傳馬町二丁目五番地 吉 原 米 次 郎

印刷者 東京市京橋區弓町十三番地 松 本 義 弘

印刷所 同所 (電話新橋 二一四八番) 續 文 舍



東京市京橋區南傳馬町二丁目

發行所

工業書類  
海書類  
書店

建築書院

▲建築書院發行書籍大要▼

(一)

野村保胤  
安田厚三 共著

●船 舶 運 用 術

全一冊

正價金貳  
郵稅金十

錢圓

篠田理作  
安田厚三 共著

●航 海 術

全一冊

正價金貳  
郵稅金十

錢圓

安田厚三著

●航 海 數 學

全一冊

(近刊)

建築書院海事圖書部編纂

●現 行 海 事 法 令

全一冊

正價金壹  
郵稅金十

錢圓

商船學校教授  
御園重太編纂

馬場哲次郎校閱

●實 用 船 舶 機 關 士 問 答

全一冊

正價金壹  
郵稅金十

錢圓

清水増太郎著

●實 用 機 關 學 問 答

全一冊

正價金五  
郵稅金八

十 錢

清水増太郎著

●實 用 機 關 算 法 及 例 題

全一冊

(近刊)

清水増太郎著

●蒸 汽 機 關 取 扱 法

全一冊

正價金八  
郵稅金八

十 五 錢

清水増太郎著

●瓦 斯 及 石 油 機 關 取 扱 法

全一冊

正價金五  
郵稅金六

十 錢

(二)

清水増太郎著

●海陸火夫實用問答

全一冊

正價金三十五錢  
郵税金四

市川忠一纂譯

●實用汽力指示器取扱法

全一冊

正價金六十錢  
郵税金四

工學士 野津正之助著

●機械材料強弱學

全一冊

正價金壹圓  
郵税金十

清水増太郎著

●實用機械學問答

全一冊

正價金八十五錢  
郵税金十

米國理學士 佐伯順太郎著

●應用電氣學

全一冊

正價金壹圓五十錢  
郵税金十

理學士 遠藏又藏校閱  
電氣學研究會編纂

●實用電氣學問答

全一冊

正價金八十五錢  
郵税金十

(三)

工學士 高橋藤藏著

●最新電氣鍍金法

全一冊

正價金五十錢  
郵税金六

工學士 若目田利助講述

●架空電線路建築一斑

全一冊

正價金六十五錢  
郵税金六

工學得業士 中村猪市著

●實用力學初步

全一冊

正價金壹圓二十錢  
郵税金十

市川忠一著

●新工業力學

全一冊

正價金壹圓五十錢  
郵税金十

金井彦三郎譯

●應用圖式力學

全一冊

正價金壹圓  
郵税金十

龜井重磨著

●袖珍工師之友

全一冊

正價金五十錢  
郵税金二

(四)

金井彦三郎編

●測

量公式

全一冊

正價金五十錢  
郵税金二十錢

金井彦三郎編

●應

用數學公式

全一冊

正價金三十錢  
郵税金二十錢

竹貫直次譯

●新

撰測量用三角術

全一冊

正價金五十錢  
郵税金四十錢

竹貫直次抄譯

●應

自在測量器械取扱法

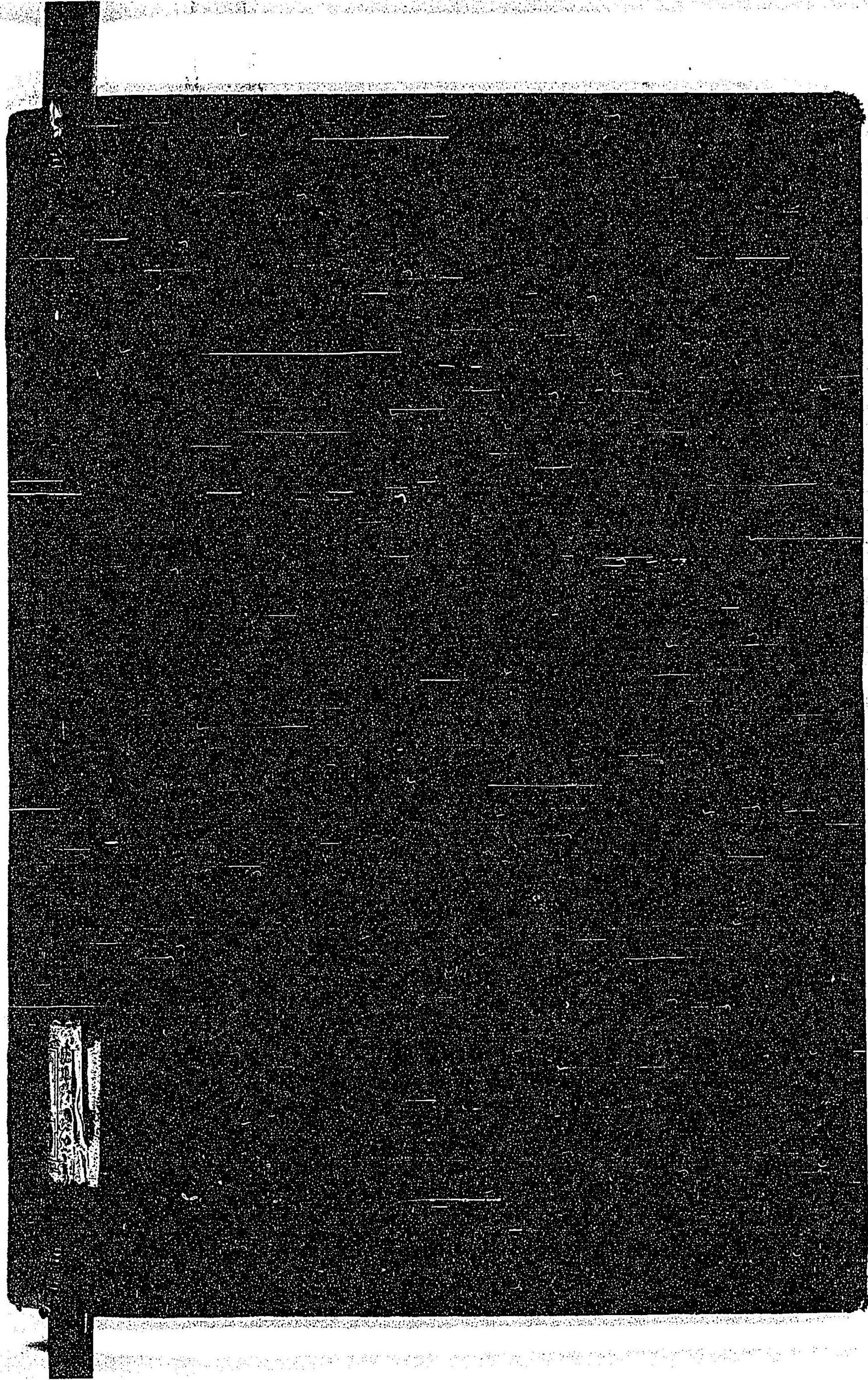
全一冊

正價金七十錢  
郵税金四十錢

(五)

(此外數十種あれども茲に略す)

|     |
|-----|
| 99  |
| 369 |



97  
369

038029-000-7

97-369

海上衝突予防法註釈

林 儀一郎

安田 厚三 / 著

M39

BBY-0058





